

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	国民健康保険事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の内容	<p>国民健康保険は、市区町村の保有する住民に関する情報(住民基本台帳)に基づいた地域保険であると同時に、他の医療保険に加入しない住民が最終的に加入する強制保険でもあり、被保険者に必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として実施される。</p> <p>国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【資格賦課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民票の異動・社会保険資格の得喪等に伴う被保険者の資格情報の管理 ②被保険者証等の各種証の発行・回収 ③保険料の賦課決定のための所得情報の管理 ④所得情報等に基づく保険料の決定 <p>【保険料の徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険料等の収納・滞納情報の管理 ②保険料滞納者への督促状等の発布 <p>【保険給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の疾病・負傷・出産・死亡等に伴う給付情報の管理 ②被保険者の保険給付の一時差し止め <p>【保健事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定健康診査及び特定保健指導の実施(受診券等の発券) ②健診結果・指導記録・相談記録・精度管理情報の管理 ③成人保健事業一部負担金不要証明書の発行管理 <p>【中間サーバーに係る事務】</p> <p>番号法の別表第二に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行い、また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に係る業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	<p>【資格賦課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格状況を管理する機能。 2. 被保険者に被保険者証等の各種証を発行・管理する機能。 3. 被保険者の所得状況を管理する機能。 4. 保険料を賦課決定し通知書・納付書等を発行・管理する機能。 <p>【保険料の徴収】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料の収納状況を管理する機能。 2. 保険料の納付方法を管理する機能。 3. 保険料過誤納の還付・充当等を行う機能。 4. 保険料滞納者に督促状等を発行・管理する機能。 5. 短期証・資格証の発行・管理する機能。 <p>【保険給付】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 疾病・負傷・出産・死亡等に伴う被保険者の給付状況を管理する機能。 2. 被保険者の保険給付を一時差し止めする機能。 3. 各種証・証明書を発行・管理する機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (保険料滞納整理システム、中間サーバー)
システム2	
①システムの名称	国保総合(国保情報集約)システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. レセプト情報の照会および点検を行う。 2. 大阪府国民健康保険団体連合会より提供される情報の受取及び提供を行う。 3. 大阪府下における資格継続の管理を行う。 4. 大阪府下における高額該当継続の管理を行う。 5. オンライン資格確認のために医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム3	
①システムの名称	保険料滞納整理システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 財産調査関係情報の記録 2. 実態調査関係情報の記録 3. 分割納付の履行状況管理 4. 分納誓約書の交付及び分納誓約情報の記録と管理 5. 滞納整理処分関係情報の記録及び管理 6. 納付書の発行 7. 延滞金関係情報の記録及び管理 8. 納付の猶予及び延滞金の減免の申請情報管理 9. 交付要求関係情報の管理 10. 納付交渉の進行管理及び記録 11. 督促及び催告関係書類の作成 12. 納付委託関係情報の記録と管理

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他（国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム）	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
-------------	---	---

システム4

①システムの名称	共通基盤システム（庁内連携システム）	
②システムの機能	<p>1 統合データベース管理機能 庁内における各業務システム間での情報の照会や連携を効率よく行うため、各業務システムからの情報を集約したデータベースを保有し、各業務システム間の情報連携を行う。</p> <p>2 コード変換機能 複数の業務システムで統一的に利用することができる全国町字コードや金融機関コード等のコード変換テーブル等を管理する。</p> <p>3 各業務システムとの情報連携機能 住民情報系の各業務システム間で情報連携をする際に中継を行う。</p> <p>4 団体内統合宛名システム（以下「宛名システム」という。）との情報連携機能 個人番号、4情報、各業務システムにおける個人を特定する番号を宛名システムへ連携する。</p> <p>5 中間サーバー連携機能 番号法の別表第二に定められた情報照会者に提供するための情報を中間サーバーに連携する。</p>	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（住民情報系の各業務システム、中間サーバー）	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム

システム5

①システムの名称	団体内統合宛名システム（宛名システム）	
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号管理機能 各業務システムにおける個人を特定する各々の番号を、同一個人の番号として団体内統合宛名番号へ紐付けて一本化し、その情報を保管、管理する。</p> <p>2 団体内統合宛名番号と個人番号の紐付け機能 他の機関への情報照会を行う際に使用する個人番号と団体内統合宛名番号を紐付ける。</p> <p>3 中間サーバー連携機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う中間サーバーにおいて、団体内統合宛名番号と符号の紐付けを行うため、中間サーバーへ団体内統合宛名番号を連携する。</p> <p>4 庁内連携システム連携機能 個人番号、4情報、各業務システムにおける個人を特定する番号を庁内連携システムから宛名システムへ連携し、団体内統合宛名番号と各業務システムにおける個人を特定する番号の紐付け及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐付けを行う。</p>	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバー）	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム

システム8	
①システムの名称	保健総合システム
②システムの機能	1. 特定健康診査の健診結果情報を管理する機能 2. 特定保健指導の指導記録情報を管理する機能 3. 成人保健事業一部負担金不要証明書の発行機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム9	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i) 機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii) 情報照会 及び (iii) 情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv) 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i) 個人番号取得 及び (ii) 基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他 ()

システム10

①システムの名称	電子申込システム
----------	----------

②システムの機能	個人番号カード用または移動端末設備用の署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。
----------	--

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	--

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
--------	--

②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 (別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項) ・番号法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・第41条の2・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 別表第2の第42・43・44・45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条 <p>【オンライン資格確認に係る業務の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
---------	---

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康医療部 保険給付課 ・ 保険相談課 ・ コロナ健康支援課
-----	--------------------------------

②所属長の役職名	保険給付課長 ・ 保険相談課長 ・ コロナ健康支援課長
----------	-----------------------------

7. 他の評価実施機関

--	--

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づき、豊中市国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
その必要性	国民健康保険・保健事業に関する記録を正確かつ統一的去行い、事務処理を適切に行うため、全ての対象者の情報を保有し、更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()

	その妥当性	<p>【個人番号】【その他識別情報(内部番号)】</p> <p>①本人確認のため ②内部情報照会の索引とするため</p> <p>【4情報】【その他住民票関係情報】</p> <p>①本人確認資料のため ②資格異動内容確認のため ③請求権利者の確認のため</p> <p>【連絡先】</p> <p>①届出内容に不明点があった際の問合せのため</p> <p>【地方税関係情報】</p> <p>①保険料賦課の算定のため ②高齢受給者証の一部負担金割合の判定のため ③基準収入額適用申請を受けた際の一部負担金割合変更の判定のため ④住所地特例適用者の保険料賦課算定のため ⑤特別な事情に関する届出について収入状況の確認及び被保険者証発行の可否の判定に要するため ⑥国民健康保険料納付義務者からの納付の猶予、免除、又は延滞金の減免の申請について、その適法性の判定に収入状況を照会する必要があるため ⑦限度額適用認定、標準負担額減額認定、限度額適用・標準負担額減額の自己負担区分の判定根拠とするため ⑧高額療養費の自己負担区分の判定根拠とするため ⑨高額介護合算療養費の自己負担区分の判定根拠とするため ⑩特定疾病療養の自己負担区分の判定根拠とするため</p> <p>【医療保険関係情報】</p> <p>①高額療養費の算定根拠とするため ②高額介護合算療養費の一部負担金の算定根拠とするため ③不当利得の確認のため ④出産育児一時金・葬祭費の支給資格の確認のため</p> <p>【生活保護・社会福祉関係情報】</p> <p>①資格管理を適正に行うため</p> <p>【介護・高齢者福祉関係情報】</p> <p>①特別徴収の対象者の判定根拠および徴収額を算出するため ②高額介護合算療養費の一部負担金の算定根拠とするため</p> <p>【雇用・労働関係情報】</p> <p>①保険料賦課を適正に行うために記録(非自発的失業者減免等)</p> <p>【年金関係情報】</p> <p>①特別徴収の対象者の判定根拠のため ②資格異動内容確認のため</p> <p>【保健事業関係情報】</p> <p>①健診結果・指導記録等のデータを経年的に管理するため ②健康の保持・増進のもと今後の保健事業に役立てるため</p>
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	健康医療部 保険給付課 ・ 保険相談課 ・ コロナ健康支援課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<p>[<input type="radio"/>] 本人又は本人の代理人</p> <p>[<input type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署 (住民票担当部署、地方税担当部署、介護保険担当部署)</p> <p>[<input type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、厚生労働大臣・日本年金機構・共済組合等、後期高齢者医療広域連合、</p> <p>[<input type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (各都道府県、各市区町村)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 民間事業者 ()</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (各医療保険者、金融機関等、国民健康保険団体連合会、各医療機関)</p>	

②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (電子申込システム)
③使用目的 ※		国民健康保険の資格賦課・保険料の徴収・保険給付及び保健事業に関する事務の適切な実施のため。
④使用の主体	使用部署	健康医療部 保険給付課・保険相談課・コロナ健康支援課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
⑤使用方法		<p>国民健康保険の資格賦課・保険料の徴収・保険給付及び保健事業に関する情報を適正に管理し、国民健康保険制度の健全な運営を行うための基礎情報として使用する。</p> <p>【資格賦課】</p> <p>①住民票の異動・社会保険資格の得喪等に伴う被保険者の資格情報の管理 ②被保険者証等の各種証の発行・回収 ③保険料の賦課決定のための所得情報の管理 ④所得情報等に基づく保険料の決定</p> <p>【保険料の徴収】</p> <p>①保険料等の収納・滞納情報の管理 ②保険料滞納者への督促状等の発布</p> <p>【保険給付】</p> <p>①被保険者の疾病・負傷・出産・死亡等に伴う給付情報の管理 ②被保険者の保険給付の一時差し止め</p> <p>【保健事業】</p> <p>①被保険者の健診結果・指導記録・精度管理情報の収集と管理</p>
情報の突合		住所・氏名・生年月日等を基に突合し、被保険者番号・宛名番号・団体内統合宛名番号をそれぞれ紐付けする。他の機関等への情報提供や情報照会の際に、個人を特定するために利用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない (9) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		国民健康保険システムの保守
①委託内容		障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
③委託先名		(株)日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ

委託事項2		庁内連携システム・宛名システムの保守
①委託内容		庁内連携システム及び関連システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ
委託事項3		保健総合システムの保守
①委託内容		システムの障害原因調査、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)NTTデータ関西
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ
委託事項4		給付情報の管理審査、支払
①委託内容		レセプトの審査支払、出産育児一時金の支払、第三者行為関連業務、海外療養費点検業務、国保総合システムの運用管理、各データ抽出業務、大阪府下資格継続管理業務、大阪府下高額該当継続管理業務、オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への登録
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		大阪府国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ

委託事項5		窓口関連業務
①委託内容		以下に掲げる業務の一部 資格取得(喪失)届出書の受付・入力、保険証等交付(再交付)及び管理、給付関係書類届出書・申請書の受付・入力、保険料減免申請の入力、所得申告書受付・入力、保険料更正、過誤納還付、保険料の収納・入金、保険料口座振替登録、保険料納入済証明書・納入済額確認書発行業務
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社アイ・シー・アール
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6		保険料滞納整理システムの保守
①委託内容		システムの障害原因調査、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)NTTデータ関西
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ
委託事項7		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための下記業務 医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理など
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		大阪府国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

委託事項8		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	
①委託内容		オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		支払基金	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	
委託事項9		電子申込システムの保守	
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社NTTデータ関西	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (32) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (19) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1		番号法第19条第8号(別表第二)に定める情報照会者 (別紙1参照)	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号(別表第二)の各項	
②提供先における用途		番号法別表第二に定める各事務	
③提供する情報		別紙1参照	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		国民健康保険法第5条及び第6条に基づき、豊中市国民健康保険に加入する者が属する世帯の世帯主および世帯員 ※資格喪失者を含む	
⑥提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	

移転先1	住民基本台帳事務を所管する部署(市民課・庄内出張所・新千里出張所)	
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条	
②移転先における用途	住民基本台帳の事務(住民基本台帳法第7条)	
③移転する情報	国民健康保険の資格情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づき、豊中市国民健康保険に加入する者が属する世帯の世帯主および世帯員	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	毎日	
移転先2	番号法第9条第1項(別表第一)に定める同一機関内の事務実施者(別紙2参照)	
①法令上の根拠	番号利用条例第3条	
②移転先における用途	番号法第9条第1項(別表第一)に定める各事務(別紙2参照)	
③移転する情報	医療保険給付関係情報及び他の法令に規定する医療保険給付の支給に関する情報(別紙2参照)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づき、豊中市国民健康保険に加入する者が属する世帯の世帯主および世帯員	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会があった都度	
移転先3	番号利用条例第3条(別表第2)に定める事務実施者(別紙3参照)	
①法令上の根拠	番号利用条例第3条	
②移転先における用途	番号利用条例第3条(別表第2)に定める各事務(別紙3参照)	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

(別紙1) 番号法 第19条第7号(別表第二)に定める提供先一覧表					
提供先 番号	提供先 (別表第2の 情報照会者)	①法令上の根拠		②提供先における用途 (別表第2の事務)	③提供する情報
		別表第二 の項番	主務省令※ の条項		
1	厚生労働大臣	1	第1条	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの(以下「医療保険給付関係情報」という。)
2	全国健康保険協会	2	第2条	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
3	健康保険組合	3	第3条	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
4	厚生労働大臣	4	第4条	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
5	全国健康保険協会	5	第5条	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
6	都道府県知事	9	第8条	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
7					児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
8	市町村長	12	第10条の2	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
9	都道府県知事	15	第11条の2	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
10	市町村長	17	第12条の3	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
11	都道府県知事	22	第15条	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
12	都道府県知事等	26	第19条	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
13	市町村長	27	第20条	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
14	社会福祉協議会	30		社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

(別紙1) 番号法 第19条第7号(別表第二)に定める提供先一覧表					
提供先 番号	提供先 (別表第2の 情報照会者)	①法令上の根拠		②提供先における用途 (別表第2の事務)	③提供する情報
		別表第二 の項番	主務省令※ の条項		
15	日本私立学校 振興・共済事業 団	33	第22条の2	私立学校教職員共済法による短期給 付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	医療保険給付関係情報
16	国家公務員共 済組合	39	第24条の2	国家公務員共済組合法による短期給 付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	医療保険給付関係情報
17	市町村長又は 国民健康保険 組合	42	第25条	国民健康保険法による保険給付の支 給又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
18	厚生労働大臣 又は共済組合 等	46		国民健康保険法による特別徴収の方 法による保険料の徴収又は納入に関 する事務であって主務省令で定めるも の	国民健康保険法第七十六条の 四において準用する介護保険 法第三十六条第一項(同法 第四十条第三項において準 用する場合を含む。)、第百三 十八条第一項又は第百四十一 条第一項の規定により通知す ることとされている事項に関す る情報
19	地方公務員共 済組合	58	第31条の2	地方公務員等共済組合法による短期 給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
20	市町村長	62	第33条	老人福祉法による費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
21	厚生労働大臣	78	第41条の2	雇用保険法による傷病手当の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	雇用保険法第三十七条第八項 に規定する他の法令による給 付の支給に関する情報
22	後期高齢者医 療広域連合	80	第43条	高齢者の医療の確保に関する法律に よる後期高齢者医療給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
23	都道府県知事 等	87	第44条	中国残留邦人等支援給付等の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	医療保険給付関係情報
24	厚生労働大臣	88		原子爆弾被爆者に対する援護に関す る法律による一般疾病医療費の支給に 関する事務であって主務省令で定める もの	原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律第十八条第一項 ただし書に規定する他の法令 による医療に関する給付の支 給に関する情報
25	市町村長	93	第46条	介護保険法による保険給付の支給又 は地域支援事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
26	都道府県知事 又は保健所を 設置する市の 長	97	第49条	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律による費用の負 担又は療養費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律 第三十九条第一項に規定する 他の法律による医療に関する 給付の支給に関する情報

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

(別紙1) 番号法 第19条第7号(別表第二)に定める提供先一覧表

提供先 番号	提供先 (別表第2の 情報照会者)	①法令上の根拠		②提供先における用途 (別表第2の事務)	③提供する情報
		別表第二 の項番	主務省令※ の条項		
27	独立行政法人 日本学生支援 機構	106	第53条	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
28	都道府県知事 又は市町村長	109	第55条の2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報
29	都道府県知事	120	第59条の3	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
30					難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報

(別紙2)番号法第9条第1項(別表第1)に定める移転先一覧表

移転先番号	移転先	別表第1の項番	事務内容 (別表第1下欄)	移転する情報
1	おやこ保健課	7	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
2				児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
3	こども政策課	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
4	おやこ保健課			
5	健康危機対策課	10	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
6	福祉事務所	15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
7	市民税課	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
8	長寿安心課	41	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
9	福祉事務所	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報

(別紙2)番号法第9条第1項(別表第1)に定める移転先一覧表

移転先 番号	移転先	別表第1 の項番	事務内容 (別表第1下欄)	移転する情報
10	保険給付課	68	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
11	健康危機対策課	70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
12	障害福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報

(別紙3)番号利用条例第3条(別表第2)に定める移転先一覧表

移転先番号	移転先	別表第2の項番	事務内容 (別表第2に定める事務)
1	子育て給付課	1	豊中市子ども医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
2	子育て給付課	2	豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
3	保険給付課	3	豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年豊中市条例第51号)による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
4	保険給付課	4	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例(平成29年豊中市条例第41号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年豊中市条例第38号)による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
5	福祉事務所	5	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下記以外については別紙4～8参照

<保健情報>

- ・特定健康診査:健診機関、受診日、問診、身体計測、血液所見、判定結果(メタボ判定)、精検結果
- ・特定保健指導:支援レベル、行動変容ステージ、実施ポイント、初回・中間・6か月評価

<オンライン資格確認情報>

- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- ・券面記載の被保険者証番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

宛名情報	
項番	日本語名称
宛名テーブル情報	
1	住民区分
2	住民日
3	住民届出日
4	住定日
5	実定日
6	世帯番号
7	世帯主氏名カナ
8	世帯主氏名漢字
9	氏名カナ
10	氏名漢字
11	現住所郵便番号
12	現住所コード
13	現住所
14	現住所地番
15	現住所方書カナ
16	現住所方書漢字
17	現住所地番数値1
18	現住所地番数値2
19	現住所地番数値3
20	現住所小学校区コード
21	現住所小学校区名称
22	現住所中学校区コード
23	現住所中学校区名称
24	転出先郵便番号
25	転出先住所コード
26	転出先住所
27	転出先地番
28	転出先方書カナ
29	転出先方書漢字
30	転出先地番数値1
31	転出先地番数値2
32	転出先地番数値3
33	転入前住所郵便番号
34	転入前住所コード
35	転入前住所
36	転入前住所地番
37	転入前住所方書カナ
38	転入前住所方書漢字
39	宛名郵便番号
40	宛名住所コード
41	宛名住所
42	宛名地番
43	宛名方書カナ
44	宛名方書漢字
45	宛名部屋番号
46	宛名地番数値1
47	宛名地番数値2
48	宛名地番数値3
49	宛名小学校区コード
50	宛名小学校区名称
51	宛名中学校区コード
52	宛名中学校区名称
53	宛名住所変更フラグ
54	生年月日
55	生年月日不詳フラグ
56	元号フラグ

57	性別区分
58	続柄コード
59	続柄名称漢字
連絡先情報	
60	連絡先名
61	連絡先郵便番号
62	連絡先住所コード
63	連絡先住所
64	連絡先住所地番
65	連絡先方書漢字
66	連絡先地番数値1
67	連絡先地番数値2
68	連絡先地番数値3
69	連絡先電子メールアドレス
送付先情報	
70	送付開始年月日
71	送付終了年月日
72	送付先氏名カナ
73	送付先氏名漢字
74	送付先郵便番号
75	送付先住所コード
76	送付先住所
77	送付先住所地番
78	送付先方書カナ
79	送付先方書漢字
80	送付先部屋番号
81	送付先地番数値1
82	送付先地番数値2
83	送付先地番数値3

資格情報	
項番	日本語名称
個人資格	
1	保険証番号内連番
2	取得事由国保異動事由
3	国保異動事由コード [*] 名称01
4	取得国保異動区分
5	取得異動年月日
6	取得届出年月日
7	取得時効年月日
8	喪失事由国保異動事由
9	国保異動事由コード [*] 名称02
10	喪失国保異動区分
11	喪失異動年月日
12	喪失届出年月日
13	喪失時効年月日
14	続柄コード [*]
15	記載順位
世帯主情報	
16	保険証番号内連番
17	国保異動区分
18	世帯主開始年月日
19	世帯主開始届出年月日
20	世帯主終了年月日
21	世帯主終了届出年月日
22	世帯主世帯区分
課税非課税情報	
23	保険証番号
24	対象年度
25	課税区分01-12
高齢者情報	
26	判定負担区分
27	負担区分コード [*] 短名称01
28	前回負担区分
29	負担区分コード [*] 短名称02
30	途中変更負担区分
31	負担区分コード [*] 短名称03
32	途中変更適用年月日
33	判定事由コード [*]
34	判定事由コード [*] コード [*] 名称
35	判定事由該当年月日
36	適用年月日
37	生年月日
38	国保資格区分
39	国保再判定区分
40	一定以上所得区分コード [*]
41	低所得区分コード [*]
42	申請区分コード [*]
43	申請区分コード [*] 名称
44	申請年月日
45	住民税非課税該当コード [*]
46	世帯非課税区分コード [*]
47	低所得用合計所得額
48	世帯内最高所得額
49	高齢者老人該当人数
50	高齢者老人判定所得額
51	資料区分
52	市町村均等割額
53	端数切捨済市町村所得割額

54	課税所得金額
55	課税非課税区分コード
56	所得データ区分
57	所得データ取込年月日
58	所得取込み区分
59	入力年月日
60	世帯負担区分
61	前回世帯負担区分
62	世帯未申告区分
63	高齢者老人判定収入額
64	老人区分
65	高齢者到達予定フラグ
高齢者負担区分世帯情報	
66	負担区分01-12
高齢者負担区分個人情報	
67	負担区分01-12
非自発的失業情報	
68	離職年月日
69	離職理由区分
70	離職理由区分名称
71	申請年月日
退職情報	
72	退職該当退職異動事由区分
73	退職異動事由区分コード名称01
74	保険証番号内連番
75	退職該当異動年月日
76	退職該当届出年月日
77	退職該当時効年月日
78	退職非該当退職異動事由区分
79	退職異動事由区分コード名称02
80	退職非該当異動年月日
81	退職非該当届出年月日
82	退職非該当時効年月日
83	本扶区分
84	本扶区分名称
85	国保年金名称コード
86	国保年金名称コードコード名称
87	国保年金種別コード
88	国保年金種別コードコード名称
89	年金取得年月日
90	国保扶養事由区分
91	国保扶養事由区分コード短名称
92	扶養開始年月日
旧被扶養者情報	
93	該当年月日
94	非該当年月日
旧国保被保険者情報	
95	該当年月日
96	非該当年月日
証発行履歴情報	
97	交付年月日
98	設定有効年月日
99	回収年月日
100	保険証形態区分
101	保険証種別区分
102	一般退職区分
103	学遠区分
104	発行年月日
105	交付氏名カナ

106	交付氏名漢字
107	保険証交付理由区分
108	保険証交付方法区分
109	保険証回収方法区分
110	高齢者国保履歴番号
111	高齢者判定連番
112	高齢者負担区分
113	負担割合
114	高齢者発効期年月日
115	高齢者年齢到達年月日
116	減額認定申請国保履歴番号
117	減額認定申請発効期日
118	減額認定申請適用区分コード
119	マル長該当年月日
120	マル長非該当年月日
121	特定疾病交付区分
122	特定疾病認定区分
123	特定疾病自己負担限度額
124	特定疾病発行期日
125	申請履歴番号
126	給付開始年月日
127	短期証種別区分
128	編集済氏名漢字
129	編集済氏名カナ
130	性別区分
131	生年月日
132	年齢
133	住民区分

賦課情報	
項番	日本語名称
共通情報	
1	対象年度
2	保険証番号
3	世帯主住民番号
4	国保有効フラグ
5	世帯番号
賦課マスタ情報	
6	文字列型予備項目1
7	世帯主個人番号
8	通知書番号
9	仮徴収通知書番号
10	本徴収通知書番号
11	所得割算定基礎額
12	所得割額
13	資産割算定基礎額
14	資産割額
15	均等割人数
16	均等割額
17	平等割額
18	算出額
19	軽減均等割額
20	軽減平等割額
21	条例減免額
22	減免額
23	算定額
24	限度超過額
25	年間保険税額
26	退職所得割算定基礎額
27	退職所得割額
28	退職資産割算定基礎額
29	退職資産割額
30	退職均等割人数
31	退職均等割額
32	退職平等割額
33	退職算出額
34	退職軽減均等割額
35	退職軽減平等割額
36	条例減免額退職
37	退職減免額
38	退職算定額
39	退職限度超過額
40	退職年間保険税額
41	合計分増減調整額
42	一般分増減調整額
43	退職者分増減調整額
44	世帯区分
45	世帯区分コード短名称
46	国保退職区分コード
47	国保退職区分コードコード短名称
48	未申告該当非該当フラグ
49	軽減区分
50	単身世帯軽減区分
51	単身軽減区分コード短名称
52	軽減判定合計所得額
53	合計決定保険税額
54	一般分決定保険税額
55	退職者分決定保険税額

56	失業者該当非該当ワケ
57	失業者軽減区分
58	失業者所得割算定基礎額
59	失業者所得割額
60	失業者算出額
61	失業者算定額
62	失業者限度超過額
63	失業者切り捨て端数額
64	失業者年間保険税
65	失業者退職所得割算定基礎額
66	失業者退職所得割額
67	失業者退職算出額
68	失業者退職算定額
69	失業者退職限度超過額
70	失業者退職切り捨て端数額
71	失業者退職年間保険税
72	失業者合計分増減調整額
73	失業者一般分増減調整額
74	失業者退職者分増減調整額
75	失業者合計決定保険税額
76	失業者一般分決定保険税額
77	支退職者分決定保険税額
78	年金名称1-2
79	特別徴収義務者コード1-2
80	義務者名称1-2
81	年金支給額1-2
82	所得割算定基礎額1-2
83	所得割額1-2
84	資産割算定基礎額1-2
85	資産割額1-2
86	均等割人数1-2
87	均等割額1-2
88	平等割額1-2
89	算出額1-2
90	軽減均等割額1-2
91	軽減平等割額1-2
92	減免額1-2
93	算定額1-2
94	限度超過額1-2
95	年間保険税額1-2
96	退職所得割算定基礎額1-2
97	退職所得割額1-2
98	退職資産割算定基礎額1-2
99	退職資産割額1-2
100	退職均等割人数1-2
101	退職均等割額1-2
102	退職平等割額1-2
103	退職算出額1-2
104	退職軽減均等割額1-2
105	退職軽減平等割額1-2
106	退職減免額1-2
107	退職算定額1-2
108	退職限度超過額1-2
109	退職年間保険税額1-2
110	合計分増減調整額1-2
111	一般分増減調整額1-2
112	退増減調整額1-2
113	合計決定保険税額1-2
114	一般分決定保険税額1-2

115	退決定保険税額1-2
116	失業者該当非該当フラグ1-2
117	失業者軽減区分1-2
118	失業者所得割算定基礎額1-2
119	失業者所得割額1-2
120	失業者算出額1-2
121	失業者算定額1-2
122	失業者限度超過額1-2
123	失業者切り捨て端数額1-2
124	失業者年間保険税1-2
125	失業者退職所得割算定基礎額1-2
126	失業者退職所得割額1-2
127	失業者退職算出額1-2
128	失業者退職算定額1-2
129	失業者退職限度超過額1-2
130	失業者退職切り捨て端数額1-2
131	失業者退職年間保険税1-2
132	失業者合計分増減調整額1-2
133	失業者一般分増減調整額1-2
134	失業者退職者分増減調整額1-2
135	失業者合計決定保険税額1-2
136	失業者一般分決定保険税額1-2
137	支退職者分決定保険税額1-2
138	期別01-13期調定額
139	期別特01-06期調定額
140	退職01-13期期別調定額
141	退職特01-06期期別調定額
142	介期別01-13期調定額
143	介期別特01-06期調定額
144	介退職01-13期期別調定額
145	介退職特01-06期期別調定額
146	支期別01-13期調定額
147	支期別特01-06期調定額
148	支退職01-13期期別調定額
149	支退職特01-06期期別調定額
150	世帯区分0-12
151	世帯区分コード短名称0-12
152	被保数0-12
153	国保退職区分コード0-12
154	退職区分コード短名称0-12
155	退職被保数0-12
156	軽減区分0-12
157	単身世帯軽減区分0-12
158	単身軽減区分コード短名称0-12
159	旧国保被保数0-12
160	旧被扶養者数0-12
161	介護区分0-12
162	介護区分コード短名称0-12
163	介護被保数0-12
164	介護退職区分0-12
165	介護退職区分コード短名称0-12
166	介護退職被保数0-12
賦課個人マスタ情報	
167	世帯主個人番号
168	通知書番号
169	仮徴収通知書番号
170	本徴収通知書番号
171	所得割算定基礎額
172	所得割額

173	資産割算定基礎額
174	資産割額
175	均等割人数
176	均等割額
177	平等割額
178	算出額
179	軽減均等割額
180	軽減平等割額
181	条例減免額
182	減免額
183	算定額
184	限度超過額
185	年間保険税額
186	退職所得割算定基礎額
187	退職所得割額
188	退職資産割算定基礎額
189	退職資産割額
190	退職均等割人数
191	退職均等割額
192	退職平等割額
193	退職算出額
194	退職軽減均等割額
195	退職軽減平等割額
196	条例減免額退職
197	退職減免額
198	退職算定額
199	退職限度超過額
200	退職年間保険税額
201	合計分増減調整額
202	一般分増減調整額
203	退職者分増減調整額
204	世帯区分
205	世帯区分コード短名称
206	国保退職区分コード
207	国保退職区分コードコード短名称
208	未申告該当非該当フラグ
209	軽減区分
210	単身世帯軽減区分
211	単身軽減区分コード短名称
212	軽減判定合計所得額
213	合計決定保険税額
214	一般分決定保険税額
215	退職者分決定保険税額
216	失業者該当非該当フラグ
217	失業者軽減区分
218	失業者所得割算定基礎額
219	失業者所得割額
220	失業者算出額
221	失業者算定額
222	失業者限度超過額
223	失業者切り捨て端数額
224	失業者年間保険税
225	失業者退職所得割算定基礎額
226	失業者退職所得割額
227	失業者退職算出額
228	失業者退職算定額
229	失業者退職限度超過額
230	失業者退職切り捨て端数額
231	失業者退職年間保険税

232	失業者合計分増減調整額
233	失業者一般分増減調整額
234	失業者退職者分増減調整額
235	失業者合計決定保険税額
236	失業者一般分決定保険税額
237	支退職者分決定保険税額
238	年金名称1-2
239	特別徴収義務者コード1-2
240	義務者名称1-2
241	年金支給額1-2
242	所得割算定基礎額1-2
243	所得割額1-2
244	資産割算定基礎額1-2
245	資産割額1-2
246	均等割人数1-2
247	均等割額1-2
248	平等割額1-2
249	算出額1-2
250	軽減均等割額1-2
251	軽減平等割額1-2
252	減免額1-2
253	算定額1-2
254	限度超過額1-2
255	年間保険税額1-2
256	退職所得割算定基礎額1-2
257	退職所得割額1-2
258	退職資産割算定基礎額1-2
259	退職資産割額1-2
260	退職均等割人数1-2
261	退職均等割額1-2
262	退職平等割額1-2
263	退職算出額1-2
264	退職軽減均等割額1-2
265	退職軽減平等割額1-2
266	退職減免額1-2
267	退職算定額1-2
268	退職限度超過額1-2
269	退職年間保険税額1-2
270	合計分増減調整額1-2
271	一般分増減調整額1-2
272	退増減調整額1-2
273	合計決定保険税額1-2
274	一般分決定保険税額1-2
275	退決定保険税額1-2
276	失業者該当非該当フラグ1-2
277	失業者軽減区分1-2
278	失業者所得割算定基礎額1-2
279	失業者所得割額1-2
280	失業者算出額1-2
281	失業者算定額1-2
282	失業者限度超過額1-2
283	失業者切り捨て端数額1-2
284	失業者年間保険税1-2
285	失業者退職所得割算定基礎額1-2
286	失業者退職所得割額1-2
287	失業者退職算出額1-2
288	失業者退職算定額1-2
289	失業者退職限度超過額1-2
290	失業者退職切り捨て端数額1-2

291	失業者退職年間保険税1-2
292	失業者合計分増減調整額1-2
293	失業者一般分増減調整額1-2
294	失業者退職者分増減調整額1-2
295	失業者合計決定保険税額1-2
296	失業者一般分決定保険税額1-2
297	支退職者分決定保険税額1-2
298	記載順位
299	続柄コード
300	生年月日
301	資産割算定基礎額3
302	住民税未申告該当コード
303	住民税未申告該当コード短名称
304	住民税非課税該当コード
305	稼得区分コード
306	所得把握区分コード
307	給与支払額
308	給与所得額
309	公的年金所得額
310	その他所得額
311	譲渡所得額
312	総所得金額
313	所得合計控除額
314	公的年金等所得控除額
315	公的年金等控除額
316	給与特別控除額
317	国保用所得割算定基礎額
318	国保用軽減判定用総所得金額
319	国保用基準総所得金額
320	ただし書き用給与支払額
321	ただし書き用給与所得額
322	ただし書き用総所得金額
323	減額判定用年金雑所得額
324	特別控除額
325	繰り越し損失額
326	営業所得額
327	農業所得額
328	その他事業所得額
329	不動産所得額
330	利子所得額
331	株式配当所得額
332	公募外貨配当所得額
333	公募他配当所得額
334	その他配当所得額
335	給与額
336	主たる給与支払額
337	従たる給与支払額
338	給与支払額内数専従者給与額
339	特定支出控除額
340	公的年金支払額
341	年金雑所得額
342	その他雑所得額
343	総合譲渡短期所得額
344	総合譲渡短期差引額
345	総合譲渡長期所得額
346	総合譲渡長期差引額
347	総合譲渡分特別控除額
348	一時所得額
349	一時差引額

350	綜合一時所得額
351	短期一般所得額
352	短期一般差引額
353	短期一般特別控除額
354	短期輕減所得額
355	短期輕減差引額
356	短期輕減特別控除額
357	短期特別控除額
358	長期一般所得額
359	長期一般差引額
360	長期一般特別控除額
361	長期特定所得額
362	長期特定差引額
363	長期特定特別控除額
364	長期輕課所得額
365	長期輕課差引額
366	長期輕課特別控除額
367	長期特別所得額
368	長期特別差引額
369	長期特別特別控除額
370	長期特別控除額
371	土地等雜所得額
372	超短期所得額
373	株式讓渡所得額
374	株式讓渡上場所得額
375	商品先物取引所得額
376	山林所得額
377	綜合退職所得額
378	變動所得額
379	臨時所得額
380	免稅所得額
381	肉用牛売却價格
382	肉用牛免稅對象所得額
383	肉用牛免稅對象外所得額
384	雜損控除額
385	医療費控除額
386	社会保険料控除額
387	小規模共済控除額
388	生命保険料控除額
389	個人年金保険料支払額
390	損害保険料控除額
391	長期損害保険料支払額
392	寄附金控除額
393	合計控除額
394	控対配区分
395	配偶者区分
396	配偶者特別控除額
397	配特有無区分フラグ
398	扶養一般該当人数
399	扶養年少該当人数
400	扶養特定該当人数
401	扶養老人該当人数
402	扶養同居老人該当人数
403	扶養特障該当人数
404	扶養同居特障該当人数
405	扶養普障該当人数
406	未成年区分
407	老年者区分
408	寡婦区分

409	障害者区分
410	勤労学生区分
411	住民税申告区分
412	本専区分
413	配専区分
414	青色専従該当人数
415	白色専従該当人数
416	専従者控除額
417	繰越損失額
418	純損失額
419	譲渡繰越損失額
420	雑損失額
421	特定株式損失額
422	先物取引損失額
423	居住用特定譲渡所得額
424	居住用特定損失額
425	繰越損失軽減純損失額
426	繰越損失軽減譲渡損失額
427	市町村端数切捨所得割額
428	市町村均等割額
429	都道府県端数切捨所得割額
430	都道府県均等割額
431	資料区分
432	資料区分コード短名称
433	推定所得額
434	合計所得金額
435	固定税額
436	個人分税額
437	共有分税額
438	個人減免区分コード
439	老人70歳以上該当非該当フラグ
440	寝たきり65歳以上該当非該当フラグ
441	障害者手帳該当非該当フラグ
442	知的障害者該当該当非該当フラグ
443	分離配当所得額
444	株式配当損失額
445	特定中小株式損失額
446	失業給与所得額
447	失業総所得金額
448	失業所得割算定基礎額
449	失業軽減判定用総所得金額
450	失業基準総所得金額
451	失業ただし書き用給与所得額
452	失業ただし書き用総所得金額
453	失業者該当非該当フラグ0
454	資格有無フラグ00-12
455	介護資格有無フラグ00-12
456	国保退職有無フラグ00-12
457	世帯区分00-12
458	世帯区分コード短名称00-12
459	旧国保被保険者フラグ00-12
460	旧国保被保険者コード短名称00-12
461	旧被扶養者フラグ00-12
462	失業者該当フラグ00-12
徴収区分情報	
463	通知書番号
464	世帯主個人番号
465	徴収区分資格判定結果
466	徴収区分2分の1判定結果

467	徴収区分登録年月日
468	徴収区分設定理由区分
469	判定時更正履歴番号
470	徴収区分備考
471	特徴開始月
472	特徴開始期
473	年金支給額
474	介護引落額
475	国保引落額1
476	国保引落額2
477	国保引落端数額
478	医療引落額1
479	医療引落額2
480	医療引落端数額
481	介護引落額1
482	介護引落額2
483	介護引落端数額
484	支援金引落額1
485	支援金引落額2
486	支援金引落端数額
487	医療退職引落額1
488	医療退職引落額2
489	医療退職引落端数額
490	介護退職引落額1
491	介護退職引落額2
492	介護退職引落端数額
493	支援金退職引落額1
494	支援金退職引落額2
495	支援金退職引落端数額
496	特徴依頼フラグ
497	特徴依頼年月日
498	特徴停止フラグ
499	特徴停止年月日
500	特徴依頼
501	特徴依頼結果
502	年金名称
503	特別徴収義務者コード
504	義務者名称
減免情報	
505	対象年度
506	保険証番号
507	世帯主住民番号
508	減免区分
509	減免区分コード名称
510	医療減免額
511	医療退職減免額
512	介護減免額
513	介護退職減免額
514	支援金減免額
515	支援金退職減免額
516	医療減免率
517	医療退職減免率
518	介護減免率
519	介護退職減免率
520	支援金減免率
521	支援金退職減免率

収納情報	
項番	日本語名称
収納情報	
1	個人番号
2	賦課年度
3	税目コード
4	税目名称
5	税目名称略称
6	対象年度
7	通知書番号
8	期別コード
9	事業年度開始年月日
10	事業年度終了年月日
11	申告区分コード
12	申告区分名称
13	申告区分名略称
14	連番
15	期割区分
16	調定年度
17	会計年度
18	前納報奨金
19	車両登録キー
20	車検区分コード
21	減免コード
22	期別調定額
23	期別収納額
24	期別未納額
25	延滞金調定額
26	延滞金収納額
27	延滞金未納額
28	督促料調定額
29	督促料収納額
30	督促料未納額
31	納期限
32	繰上前納期限
33	納期変更フラグ
34	収納年月日
35	領収年月日
36	繰越時調定額
37	繰越時収納額
38	繰越時未納額
39	繰越調定額
40	繰越年月日
41	不納欠損額
42	表示用税目コード
43	表示用期月
44	随期フラグ
45	更正回数
46	収納回数
47	還付回数
48	充当回数
49	口振不能回数
50	納通返戻設定カウンタ
51	納通返戻設定年月日
52	督促返戻設定カウンタ
53	督促返戻設定年月日
54	納通発送年月日
55	督促発行年月日
56	更正年月日

57	国税更正年月日
58	更正届出年月日
59	更正請求年月日
60	更正通知年月日
61	過誤納金発生事由コード*
62	過誤発生事由名称
63	法定納期限等
64	法定納期限
65	業務固有キー
66	漢字業務固有キー
67	申告年月日
68	調定年月日
69	延長月数
70	重加算対象税額
71	納税計画対象額
72	納税計画状態コード*
73	納税計画カウンタ
74	執行停止カウンタ
75	不納欠損カウンタ
76	差押カウンタ
77	参加差押カウンタ
78	交付要求カウンタ
79	繰上徴収カウンタ
80	その他処分カウンタ
81	徴収猶予カウンタ
82	換価猶予カウンタ
83	滞納整理組合カウンタ
84	納税承継カウンタ
85	督促停止カウンタ
86	催告停止カウンタ
87	納通公示カウンタ
88	督促公示カウンタ
89	電話催告停止カウンタ
90	時効中断年月日
収納内訳情報	
91	個人番号
92	賦課年度
93	税目コード*
94	税目名称
95	税目名称略称
96	対象年度
97	通知書番号
98	期別コード*
99	事業年度開始年月日
100	事業年度終了年月日
101	申告区分コード*
102	申告区分名称
103	申告区分名略称
104	連番
105	期別調定額内訳1-6
106	期別収納額内訳1-6
107	繰越時調定額内訳1-6
108	繰越時収納額内訳1-6
109	繰越調定額内訳1-6
納付履歴情報	
110	個人番号
111	賦課年度
112	税目コード*
113	税目名称

114	税目名称略称
115	対象年度
116	通知書番号
117	期別コード
118	事業年度開始年月日
119	事業年度終了年月日
120	申告区分コード
121	申告区分名称
122	申告区分名略称
123	連番
124	束番号
125	一連番号
126	期割区分
127	納付表示区分コード
128	帳票区分コード
129	帳票区分名称
130	納組コード
131	納組名称
132	口座区分コード
133	口座区分名称
134	前納報奨金
135	期別収納額
136	期別収納額内訳1-6
137	延滞金収納額
138	督促料収納額
139	収納年月日
140	領収年月日
141	還付台帳番号
142	還付台帳番号枝番
143	還付収納キー1
144	還付収納キー2
145	還付賦課年度
146	還付税目コード
147	還付税目名称
148	還付税目名称略称
149	金融機関コード
150	金融機関名称
151	支店コード
152	支店名
153	口座番号
154	預金種別コード
155	預金種別名称
156	口座名義人氏名カナ
157	支払金融機関コード
158	支払金融機関名称
159	支払支店コード
160	支払支店名
口座振替情報	
161	データ区分コード
162	対象年度
163	賦課年度
164	税目コード
165	通知書番号
166	期別コード
167	記号番号
168	振替年月日
169	納税計画整理番号
170	納税計画明細番号
171	データ区分コード名称

172	税目名称
173	税目名称略称
174	個人番号
175	収納キ-1
176	収納キ-2
177	月数
178	調定額
179	報奨金
180	納付額
181	納期限
182	納管人個人番号
183	納管人区分
184	納管人名称
185	納組コード
186	保険料区分
187	標識番号
188	車検区分
189	金融機関コード
190	金融機関名称
191	支店コード
192	支店名
193	口座番号
194	預金種別コード
195	預金種別名称
196	口座名義人氏名カナ
197	振替区分
198	振替区分名称
199	義務者氏名漢字
200	督促手数料
201	延滞金
202	納税計画枠番号
203	振替結果コード
204	振替結果名称
還付発生履歴情報	
205	収納キ-1
206	収納キ-2
207	還付台帳番号
208	還付台帳番号枝番
209	賦課年度
210	税目コード
211	税目名称
212	税目名称略称
213	対象年度
214	通知書番号
215	期別コード
216	表示用期月
217	個人番号
218	事業年度開始年月日
219	事業年度終了年月日
220	申告区分コード
221	申告区分名称
222	申告区分名略称
223	連番
224	会計区分コード
225	会計区分名称
226	還付処理状態コード
227	還付処理状態名称
228	還付原因区分コード
229	還付原因区分名称

230	過誤納金発生事由コード*
231	過誤発生事由名称
232	還付通知済区分コード*
233	還付通知済区分名称
234	法定納期限
235	更正年月日
236	更正請求年月日
237	国税更正年月日
238	歳償区分コード*
239	歳償区分名称
240	期別調定額
241	延滞金調定額
242	督促料調定額
243	発生時累計収納額
244	発生時累計延滞金
245	発生時累計督促料
246	正当調定額
247	発生時収納額
248	発生時延滞金収納額
249	発生時督促料収納額
250	発生時報獎金
251	発生時収納年月日
252	発生時領収年月日
253	発生還付加算金
254	納期限
255	還付先区分コード*
256	還付先区分名称
257	還付先個人番号
258	還付発生年月日
259	還付発生納付額
260	還付発生延滞金収納額
261	還付発生督促料収納額
262	還付処理番号
263	削除フラグ
264	初回通知発行年月日
265	支払決議年月日
266	支払予定年月日
267	発行年月日
268	再発行年月日
269	払込区分コード*
270	払込区分名称
271	正当調定額内訳1-6
272	発生時収納額内訳1-6
273	還付発生納付額内訳1-6
274	還付決議起案年月日
275	還付決議年月日
276	還付済年月日
277	充当済年月日
278	還付済納付額
279	還付済延滞金収納額
280	還付済督促料収納額
281	還付済報獎金
282	充当済納付額
283	充当済延滞金収納額
284	充当済督促料収納額
285	還付済還付加算金
286	充当済還付加算金
287	還付済納付額内訳1-6
288	充当済納付額内訳1-6

289	発生収納キ-1
290	発生収納キ-2
291	発生個人番号
292	発生賦課年度
293	発生税目コード
294	発生税目名称
295	発生税目名称略称
296	発生対象年度
297	発生通知書番号
298	発生期別コード
299	発生表示用期月
300	発生事業年度開始年月日
301	発生事業年度終了年月日
302	発生申告区分コード
303	発生申告区分名称
304	発生申告区分名略称
305	発生連番
306	発生還付台帳番号
307	発生還付台帳番号枝番
308	特徴収納キ-1
309	特徴収納キ-2
310	特徴還付台帳番号
311	特徴還付台帳番号枝番
312	時効年月日
313	繰越還付未済納付額
314	繰越還付未済延滞金収納額
315	繰越還付未済督促料収納額
316	繰越還付未済還付加算金
317	繰越時還付済納付額
318	繰越時還付済延滞金収納額
319	繰越時還付済督促料収納額
320	繰越時充当済納付額
321	繰越時充当済延滞金収納額
322	繰越時充当済督促料収納額
323	繰越時還付分還付加算金
324	繰越時充当分還付加算金
325	繰越年月日
326	予算会計区分コード
327	会計名称
328	予算款コード
329	款名称
330	予算項コード
331	項名称
332	予算目コード
333	目名称
334	予算節コード
335	節名称
336	備考_250
337	連動済フラグ
還付済	履歴情報
338	収納キ-1
339	収納キ-2
340	賦課年度
341	税目コード
342	税目名称
343	税目名称略称
344	対象年度
345	通知書番号
346	期別コード

347	表示用期月
348	個人番号
349	事業年度開始年月日
350	事業年度終了年月日
351	申告区分コード
352	申告区分名称
353	申告区分名略称
354	連番
355	歳償区分コード
356	歳償区分名称
357	還付先区分コード
358	還付先区分名称
359	還付先個人番号
360	還付決議起案年月日
361	還付決議年月日
362	還付済年月日
363	充当済年月日
364	還付済納付額
365	還付済延滞金収納額
366	還付済督促料収納額
367	還付済報奨金
368	充当済納付額
369	充当済延滞金収納額
370	充当済督促料収納額
371	還付済還付加算金
372	充当済還付加算金
373	還付済納付額内訳1-6
374	充当済納付額内訳1-6
375	払込区分コード
376	払込区分名称
納付書管理情報	
377	納付書管理番号
378	連番
379	収納キ-1
380	収納キ-2
381	賦課年度
382	税目コード
383	税目名称
384	税目名称略称
385	対象年度
386	通知書番号
387	期別コード
388	前納報奨金
389	期別調定額
390	延滞金調定額
391	督促料調定額
392	納税計画整理番号
393	納税計画枠番号
394	納税計画明細番号
395	帳票区分コード
396	帳票区分名称
397	収納処理区分コード
398	前納報奨金合計
399	期別調定額合計
400	延滞金調定額合計
401	督促料調定額合計
402	納付額合計
403	OCR1
404	OCR2

405	コンビバーコード情報
406	確認番号
407	納付書納付区分
408	納付区分名称
409	送信済フラグ
410	送信年月日
411	納付内容カナ
412	納付内容漢字
413	発行年月日
414	支払期日
415	個人番号
納期限変更情報	
416	収納キー1
417	収納キー2
418	設定コード
419	納期限変更履歴番号
420	納期限変更設定名称
421	最新フラグ
422	個人番号
423	賦課年度
424	税目コード
425	税目名称
426	税目名称略称
427	対象年度
428	通知書番号
429	期別コード
430	事業年度開始年月日
431	事業年度終了年月日
432	申告区分コード
433	申告区分名称
434	申告区分名略称
435	連番
436	納期限
437	変更前納期限
438	設定年月日
439	取消コード
440	取消年月日

給付情報	
項番	日本語名称
レセプト情報	
1	請求年月
2	レセプト取込連番
3	電算管理番号
4	電算管理番号枝番
5	調剤レセプト管理番号
6	レセプトデータ区分
7	事業区分
8	事業区分コード名称
9	処理区分
10	処理区分コード名称
11	データ区分コード
12	データ区分コード名称
13	返戻区分
14	保険制度区分
15	保険制度区分名称
16	保険種別区分
17	保険種別名称
18	点数表コード
19	療養費種別
20	療養費種別名称
21	保険証番号
22	個人番号
23	診療年月
24	医療機関県コード
25	医療機関点数区分
26	医療機関番号
27	医療機関区分名称
28	診療科目
29	診療科目名称
30	入外区分
31	入外区分名称
32	本扶区分
33	国保退職区分コード短名称
34	本人家族区分
35	本人家族区分名称
36	性別
37	生年月日
38	診療開始年月日
39	入院年月日
40	給付割合
41	特記事項コード1-5
42	マル公区分
43	マル長区分
44	マル長区分コード名称
45	長処フラグ
46	マル交区分
47	原爆区分
48	継続療養費区分
49	限度額適用区分
50	法制区分
51	法制区分名称略称
52	福祉区分
53	福祉区分コード名称
54	負担区分
55	前期課税区分名称
56	減額割合

57	減免区分
58	減免区分名称
59	減額
60	国保実日数
61	国保請求総医療費
62	国保決定総医療費
63	国保限度額
64	国保一部負担額
65	国保薬剤一部負担額
66	公費1-3公費負担者番号
67	公費1-3受給者番号
68	公費1-3実日数
69	公費1-3請求総医療費
70	公費1-3決定総医療費
71	公費1-3限度額
72	公費1-3一部負担額
73	公費1-3薬剤一部負担額
74	国保食事実日数
75	国保食事基準額
76	国保食事標準負担額
77	公費1-3食事実日数
78	公費1-3食事基準額
79	公費1-3食事標準負担額
80	算定区分1-3
81	初診料の算定有無フラグ
82	乳幼児加算区分
83	入院計画加算フラグ
84	調剤技術フラグ
85	入院基本料初期加算
86	補綴時診断フラグ
87	特定疾患療養フラグ
88	老人慢性フラグ
89	歯周疾患継続フラグ
90	特定薬剤治療フラグ
91	悪性腫瘍治療フラグ
92	小児治療フラグ
93	てんかん指導フラグ
94	難病外来指導フラグ
95	皮膚科特定疾患フラグ
96	在宅指導フラグ
97	歯科補綴ChBフラグ
98	歯科補綴GoAフラグ
99	歯科補綴PTGフラグ
100	寝たきり老人訪問フラグ
101	退院時指導フラグ
102	薬剤管理指導フラグ
103	特定疾患査定フラグ
104	老人慢性査定フラグ
105	訪問リハ医科フラグ
106	訪問薬剤医科フラグ
107	訪問栄養医科フラグ
108	老人訪問口腔フラグ
109	訪問歯科衛生フラグ
110	訪問薬剤歯科フラグ
111	訪問薬剤調剤フラグ
112	基本療養費訪看フラグ
113	管理療養費訪看フラグ
114	寝たきり老人在総診フラグ
115	疾病コード1

116	疾病コード ²
117	転記有無フラグ
118	算定国保保険者負担額
119	算定国保患者負担額
120	算定国保高額償還額
121	算定国保高額現物給付額
122	算定公費1-3保険者負担額
123	算定公費1-3公費負担額
124	算定公費1-3患者負担額
125	算定公費1-3高額現物給付額
126	算定公費1-3指定公費負担額
127	算定国保食事保険者負担額
128	算定国保食事患者負担額
129	算定国保指定公費負担額
130	算定公費1-3食事保険者負担額
131	算定公費1-3食事公費負担額
132	算定公費1-3食事患者負担額
133	総医療費
134	保険者負担額
135	患者負担相当額
136	公費負担額
137	公費患者負担額
138	実患者負担額
139	高額現物給付額
140	指定公費負担額
141	高額計算対象フラグ
142	過誤調整フラグ
143	フラマイ表示
144	過誤保留フラグ
145	資格エラーフラグ
146	旧保険証番号
147	旧個人番号
148	再審査年月日
149	再審査理由コード
150	再審査フラグ
151	再審査回答日
152	再審査結果区分
153	再審査減点数
154	月中特例該当コード
155	修正対象フラグ
156	更新対象フラグ
157	レコード区分
158	エラー有無区分A01-C04
療養費情報	
159	診療年月
160	療養費種別
161	レセプト取込対象フラグ
162	レセプト取込済フラグ
163	レセプト管理番号
164	医療機関県コード
165	医療機関点数区分
166	医療機関番号
167	医療機関区分
168	医療機関区分名称
169	診療科目
170	診療科目名称
171	入外区分
172	入外区分名称
173	本扶区分

174	本扶区分名称
175	本人家族区分
176	本人家族区分名称
177	課税区分
178	課税区分区分名称
179	世帯負担区分
180	世帯負担区分略称
181	高齢者負担区分
182	傷病コード
183	発病負傷年月日
184	療養期間開始年月日
185	療養期間終了年月日
186	診療実日数
187	総医療費
188	負担割合
189	指定公費負担額
190	高額現物
191	実患者負担額
192	薬剤一部負担額
193	法制区分
194	法制区分名称略称
195	公費負担者番号
196	受給者番号
197	公費点数
198	公費総医療費
199	公費限度額
200	公費指定公費負担額
201	公費負担額
202	公費患者負担額
203	公費薬剤一部負担金
204	支払済額
205	負担金額
206	支払確定額
207	月中特例該当コード
208	文字列型予備項目2
209	支払科目区分
210	支払科目区分名称
211	支払貸付区分
212	支払貸付区分名称
213	支払方法区分
214	支払方法区分名称
215	振込先区分
216	振込先区分名称
217	支払承認区分
218	支払有無フラグ
219	支払額
220	充当額
221	増減調整額
222	申請年月日
223	承認年月日
224	支払年月日
225	申請者個人番号
226	申請者氏名
227	申請者郵便番号
228	申請者住所
229	申請者地番
230	申請者方書
231	振込先個人番号
232	口座履歴番号

233	振込先医療機関県コード
234	振込先医療機関点数区分
235	振込先医療機関番号
236	銀行コード
237	支店コード
238	銀行名
239	銀行支店名
240	口座番号
241	預金種別区分
242	名義人カナ
243	名義人漢字
高額療養費情報	
244	明細書件数
245	高額明細件数
246	課税区分
247	課税区分区分名称
248	世帯負担区分
249	世帯負担区分略称
250	年間該当回数
251	多数該当フラグ
252	総医療費合計
253	保険者負担額計
254	実患者負担額計
255	薬剤一部負担額計
256	公費負担額計
257	公費患者負担額計
258	高額現物給付額計
259	合計一部負担額計
260	高齢外来限度額計
261	高齢外来高額計
262	高齢外来貸付額計
263	高齢外来償還額計
264	高齢世帯合算対象額計
265	高齢世帯限度額計
266	高齢世帯高額計
267	高齢世帯貸付額計
268	高齢世帯償還額計
269	世帯合算対象額計
270	世帯限度額計
271	世帯高額計
272	世帯貸付額計
273	世帯償還額計
274	個人合算対象額計
275	個人合算限度額計
276	個人合算高額計
277	個人合算貸付額計
278	個人合算償還額計
279	限度額計
280	高額療養費合計
281	貸付額計
282	支払確定額計
283	請求年月
284	レセプト取込連番
285	文字列型予備項目2
286	レセプト管理番号
287	電算管理番号
288	電算管理番号枝番
289	事前受付管理番号
290	事前受付明細番号

291	貸付管理番号
292	貸付明細番号
293	支払管理番号
294	支払明細番号
295	個人番号
296	医療機関県コード
297	医療機関点数区分
298	医療機関番号
299	医療機関区分名称
300	高齢者負担区分
301	診療科目
302	診療科目名称
303	入外区分
304	入外区分名称
305	本扶区分
306	国保退職区分コード短名称
307	本人家族区分
308	本人家族区分名称
309	マル交区分
310	マル公区分
311	マル長区分
312	長処フラグ
313	診療実日数
314	総医療費
315	保険者負担額
316	実患者負担額
317	薬剤一部負担額
318	法制区分
319	法制区分名称略称
320	公費負担額
321	公費患者負担額
322	高額現物給付額
323	合計一部負担額
324	高齢外来限度額
325	高齢外来高額
326	高齢外来貸付額
327	高齢外来償還額
328	高齢世帯合算対象額
329	高齢世帯限度額
330	高齢世帯高額
331	高齢世帯貸付額
332	高齢世帯償還額
333	世帯合算対象額
334	世帯限度額
335	世帯高額
336	世帯貸付額
337	世帯償還額
338	個人合算対象額
339	個人合算限度額
340	個人合算高額
341	個人合算貸付額
342	個人合算償還額
343	限度額
344	高額療養費
345	貸付額
346	支払確定額
347	取込データ区分
348	訂正有無フラグ
349	再計算フラグ

350	月中特例該当コード
351	文字列型予備項目3
352	支払科目区分
353	支払科目区分名称
354	支払貸付区分
355	支払貸付区分名称
356	支払方法区分
357	支払方法区分名称
358	振込先区分
359	振込先区分名称
360	支払承認区分
361	支払有無フラグ
362	支払確定額支払計
363	支払額支払計
364	充当額支払計
365	増減調整額支払計
366	申請年月日
367	承認年月日
368	支払年月日
369	申請者個人番号
370	申請者氏名
371	申請者郵便番号
372	申請者住所
373	申請者地番
374	申請者方書
375	振込先個人番号
376	口座履歴番号
377	振込先医療機関県コード
378	振込先医療機関点数区分
379	振込先医療機関番号
380	文字列型予備項目4
381	支払額
382	充当額
383	増減調整額
384	銀行コード
385	銀行支店コード
386	銀行名
387	銀行支店名
388	預金種別区分
389	口座番号
390	名義人カナ
391	名義人漢字
高額自己負担額情報	
392	被保険者氏名カナ
393	生年月日
394	性別
395	保険者名称
396	被保険者氏名漢字
397	世帯所得区分
398	世帯所得区分2
399	突合用後期保険者番号
400	突合用後期被保険者番号
401	突合用国保保険者番号
402	突合用国保被保険者証番号
403	国保被保険者個人番号
404	異動区分
405	補正済自己負担額送付区分
406	証明対象年度
407	計算開始年月日

408	計算終了年月日
409	被保険者開始年月日
410	被保険者終了年月日
411	申請年月日
412	対象年度04月-翌年07月自己負担額1
413	対象年度04月-翌年07月自己負担額2
414	対象年度04月-翌年07月高額支給額1
415	対象年度04月-翌年07月高額支給額2
416	対象年度04月-翌年07月摘要
417	宛先氏名漢字
418	宛先郵便番号
419	宛先住所
420	証明書発行年月日
421	証明書発行者名
422	証明書発行者郵便番号
423	証明書発行者漢字住所
424	問合せ先郵便番号
425	問合せ先住所
426	問合せ先名称1
427	問合せ先名称2
428	問合せ先電話番号
429	計算結果送付先郵便番号
430	計算結果送付先漢字住所
431	計算結果送付先名称1
432	計算結果送付先名称2
433	計算結果送付先電話番号
434	窓口払対象者判定コート
435	支払場所名漢字
436	支払開始年月日
437	支払終了年月日
438	支払開始曜日
439	支払終了曜日
440	支払開始時間
441	支払終了時間
442	備考欄
443	受信年月日
444	送信年月日
445	処理年月
高額介護合算支給申請情報	
446	支給申請形態区分
447	申請者氏名
448	申請者郵便番号
449	申請者住所
450	申請者電話番号
451	申請年月日
452	取下年月日
453	自己負担額交付申請有無フラグ
454	被保険者証記号
455	被保険者氏名
456	生年月日
457	性別コート
458	世帯所得区分
459	世帯所得区分2
460	被保険者資格喪失年月日
461	被保険者資格喪失事由
462	計算開始年月日
463	計算終了年月日
464	国保被保険者番号
465	国保被保険者証記号

466	国保被保険者証番号
467	国保世帯番号
468	国保資格区分
469	国保被保険者氏名
470	国保被保険者開始年月日
471	国保被保険者終了年月日
472	後期被保険者番号
473	後期被保険者番号
474	後期広域連合名称漢字
475	後期被保険者開始年月日
476	後期被保険者終了年月日
477	介護証記載被保険者番号
478	介護被保険者番号
479	介護被保険者氏名
480	介護被保険者開始年月日
481	介護被保険者終了年月日
482	支払方法区分
483	口座管理番号
484	銀行コード
485	支店コード
486	本店名漢字
487	支店名漢字
488	預金種別区分
489	口座番号
490	口座名義人ｶﾅ
491	振込先口座管理番号
492	加入歴01-10被保険者名
493	加入歴01-10加入開始年月日
494	加入歴01-10加入終了年月日
495	自己負担額証明書整理番号01-10
496	被保険者加入歴情報備考
497	送信日時
498	送信可能ﾌﾗｸﾞ
出産育児一時金情報	
499	個人窓口分支払管理番号
500	個人口座分支払管理番号
501	受領委任分支払管理番号
502	出生児個人番号
503	出生児氏名
504	出生年月日
505	妊娠週数
506	双子区分
507	死産区分
508	支払確定額
509	受領委任ﾌﾗｸﾞ
510	委任医療機関県コード
511	委任医療機関点数区分
512	委任医療機関番号
513	直接支払区分
514	請求書管理番号
515	出産数
516	産科医療補償制度対象分娩区分
517	支払管理番号
518	文字列型予備項目2
519	支払科目区分
520	支払科目区分名称
521	支払貸付区分
522	支払貸付区分名称
523	支払方法区分

524	支払方法区分名称
525	振込先区分
526	振込先区分名称
527	支払承認区分
528	支払有無フラグ
529	支払額
530	充当額
531	増減調整額
532	申請年月日
533	承認年月日
534	支払年月日
535	申請者個人番号
536	申請者氏名
537	申請者郵便番号
538	申請者住所
539	申請者地番
540	申請者方書
541	振込先個人番号
542	口座履歴番号
543	振込先医療機関県コード
544	振込先医療機関点数区分
545	振込先医療機関番号
546	銀行コード
547	支店コード
548	銀行名
549	銀行支店名
550	口座番号
551	預金種別区分
552	名義人カナ
553	名義人漢字
出産請求情報	
554	取込年月
555	請求区分
556	請求区分名称
557	保険者番号
558	請求年月
559	分娩区分
560	分娩区分名称
561	医療機関県コード
562	医療機関点数区分
563	医療機関番号
564	分娩機関管理番号
565	加入制度区分
566	加入制度区分名称
567	本人家族区分
568	本人家族区分名称
569	保険証番号
570	個人番号
571	妊婦氏名
572	生年月日
573	在胎週数
574	出産年月日
575	死産区分
576	死産区分名称
577	出産数
578	入院日数
579	産科医療補償制度対象分娩区分
580	産科医療補償制度対象分娩区分名称
581	入院料

582	室料差額
583	分娩介助料
584	分娩料
585	新生児管理保育料
586	検査薬剤料
587	処置手当料
588	産科医療補償制度額
589	その他額
590	一部負担金
591	妊婦合計負担額
592	代理受取額
593	備考
594	過誤保留フラグ
595	資格エラーフラグ
596	支払確定額
597	取込分娩区分
598	取込分娩区分名称
599	取込退職区分
600	取込退職区分名称
601	取込回数区分
602	取込回数区分名称
603	決定年月日
604	エラー有無区分D01-D20
葬祭費情報	
605	支払管理番号
606	死亡者個人番号
607	死亡者氏名漢字
608	死亡年月日
609	葬祭年月日
610	支払確定額
611	文字列型予備項目2
612	支払科目区分
613	支払科目区分名称
614	支払貸付区分
615	支払貸付区分名称
616	支払方法区分
617	支払方法区分名称
618	振込先区分
619	振込先区分名称
620	支払承認区分
621	支払有無フラグ
622	支払額
623	充当額
624	増減調整額
625	申請年月日
626	承認年月日
627	支払年月日
628	申請者個人番号
629	申請者氏名
630	申請者郵便番号
631	申請者住所
632	申請者地番
633	申請者方書
634	振込先個人番号
635	口座履歴番号
636	振込先医療機関県コード
637	振込先医療機関点数区分
638	振込先医療機関番号
639	銀行コード

640	支店コード
641	銀行名
642	銀行支店名
643	口座番号
644	預金種別区分
645	名義人カナ
646	名義人漢字
不当利得明細情報	
647	年度
648	通知書番号
649	不当科目コード
650	不当科目略称
651	請求年月
652	電算管理番号
653	電算管理番号枝番
654	診療年月
655	保険証番号
656	個人番号
657	給付割合
658	入外区分
659	入外区分名称
660	本扶区分
661	国保退職区分コード短名称
662	国保実日数
663	国保一部負担額
664	若人前期区分
665	若人前期区分名称
666	課税区分
667	課税区分区分名称
668	負担区分
669	世帯負担区分略称
670	療養費種別
671	療養費種別名称
672	医療機関県コード
673	医療機関点数区分
674	医療機関番号
675	費用額
676	保険者負担額
677	実患者負担額
678	指定公費負担額
679	高額現物給付額
680	食事基準額
681	食事保険者負担額
682	食事患者負担額
683	公費負担額
684	公費食事患者負担額
685	公費食事負担額
686	公費食事保険者負担額
687	公費1公費負担者番号
688	公費1受給者番号
689	公費2公費負担者番号
690	公費2受給者番号
691	公費3公費負担者番号
692	公費3受給者番号
693	請求額
694	納付済額
695	不当理由コード
696	不当理由名称
697	国保異動事由

698	国保異動年月日
699	国保届出年月日
700	戻入区分
701	納期限
702	領収日
703	収納日
704	納付書発行日
705	通知書発行年月日
706	督促発行年月日
707	催告発行日
第三者行為情報	
708	保険証番号
709	被害者個人番号
710	処理状況コード
711	処理状況名称
712	委託区分
713	委託区分略称
714	仮受付年月日
715	受付年月日
716	委託年月日
717	除外年月日
718	決定年月日
719	完了年月日
720	事故発生日時
721	事故発生場所
722	事故原因
723	診療期間開始年月日
724	診療期間終了年月日
725	症状固定日
726	加害者個人番号
727	加害者氏名カナ
728	加害者氏名漢字
729	加害者郵便番号
730	加害者住所
731	加害者生年月日
732	加害者電話番号
733	加害者職業
734	保有者個人番号
735	保有者氏名漢字
736	保有者郵便番号
737	保有者住所
738	保有者生年月日
739	保有者電話番号
740	加害者との関係
741	医療機関県コード
742	医療機関点数区分
743	医療機関番号
744	転医先医療機関県コード
745	転医先医療機関点数区分
746	転医先医療機関番号
747	自賠償保険有無フラグ
748	自賠償保険会社名
749	自賠償保険会社支店名
750	自賠償保険会社課名
751	自賠償保険会社担当者名
752	自賠償保険会社電話番号
753	自賠償保険証明書番号
754	任意保険有無フラグ
755	任意保険会社名

756	任意保険会社支店名
757	任意保険会社課名
758	任意保険会社担当者名
759	任意保険会社電話番号
760	任意保険証明書番号
761	連合会整理番号
762	連合会担当者名
763	求償率
764	療養分損害賠償額
765	食事分損害賠償額
766	高額分損害賠償額
767	福祉分損害賠償額
768	療養分請求額
769	食事分請求額
770	高額分請求額
771	福祉分請求額
772	請求先区分
773	請求区分名称
774	義務者氏名漢字
775	義務者郵便番号
776	義務者結合住所
777	義務者電話番号
第三者行為明細情報	
778	保険証番号
779	個人番号
780	給付種別コード
781	給付種別1
782	レセプト管理番号
783	レセプト全国共通キー
784	請求年月
785	診療年月
786	本扶区分
787	国保退職区分コード短名称
788	入外区分
789	入外区分名称
790	福祉区分
791	福祉区分コード名称
792	給付割合
793	医療機関県コード
794	医療機関点数区分
795	医療機関番号
796	国保実日数
797	国保食事实日数
798	総医療費
799	事故外金額
800	事故金額
801	保険給付額
802	実患者負担額
803	国保食事基準額
804	食事療養費
805	療養分損害賠償額
806	食事分損害賠償額
807	高額分損害賠償額
808	福祉分損害賠償額
809	療養分請求額
810	食事分請求額
811	高額分請求額
812	福祉分請求額
813	送付年月日

医療機関情報	
814	名称漢字
815	名称カナ
816	医療機関略称
817	医療機関略称カナ
818	医療機関区分
819	医療機関所在地区分
820	郵便番号
821	住所
822	方書
823	電話番号
824	口座有無
825	振込先区分
826	銀行コード
827	支店コード
828	預金種別
829	口座番号
830	口座名義人名
831	口座名義人カナ
832	振込先医療機関県番号
833	振込先医療機関点数区分
834	振込先医療機関番号
835	振込先区分名称
836	銀行名
837	銀行支店名
過誤情報	
838	請求年月
839	レセプト取込連番
840	電算管理番号
841	電算管理番号枝番
842	調剤レセプト管理番号
843	レセプトデータ区分
844	事業区分
845	事業区分コード名称
846	処理区分
847	処理区分コード名称
848	データ区分コード
849	データ区分コード名称
850	返戻区分
851	保険制度区分
852	保険制度区分名称
853	保険種別区分
854	保険種別名称
855	点数表コード
856	療養費種別
857	療養費種別名称
858	保険証番号
859	個人番号
860	診療年月
861	医療機関県コード
862	医療機関点数区分
863	医療機関番号
864	医療機関区分名称
865	診療科目
866	診療科目名称
867	入外区分
868	入外区分名称
869	本扶区分
870	国保退職区分コード短名称

871	本人家族区分
872	本人家族区分名称
873	性別
874	生年月日
875	診療開始年月日
876	入院年月日
877	給付割合
878	特記事項コード ¹⁻⁵
879	マル公区分
880	マル長区分
881	マル長区分コード ¹ 名称
882	長処フラグ ¹
883	マル交区分
884	原爆区分
885	継続療養費区分
886	限度額適用区分
887	法制区分
888	法制区分名称略称
889	福祉区分
890	福祉区分コード ¹ 名称
891	負担区分
892	前期課税区分名称
893	減額割合
894	減免区分
895	減免区分名称
896	減額
897	国保実日数
898	国保請求総医療費
899	国保決定総医療費
900	国保限度額
901	国保一部負担額
902	国保薬剤一部負担額
903	公費1-3公費負担者番号
904	公費1-3受給者番号
905	公費1-3実日数
906	公費1-3請求総医療費
907	公費1-3決定総医療費
908	公費1-3限度額
909	公費1-3一部負担額
910	公費1-3薬剤一部負担額
911	国保食事実日数
912	国保食事基準額
913	国保食事標準負担額
914	公費1-3食事実日数
915	公費1-3食事基準額
916	公費1-3食事標準負担額
917	算定区分1-3
918	初診料の算定有無フラグ ¹
919	乳幼児加算区分
920	入院計画加算フラグ ¹
921	調剤技術フラグ ¹
922	入院基本料初期加算
923	補綴時診断フラグ ¹
924	特定疾患療養フラグ ¹
925	老人慢性フラグ ¹
926	歯周疾患継続フラグ ¹
927	特定薬剤治療フラグ ¹
928	悪性腫瘍治療フラグ ¹
929	小児治療フラグ ¹

930	てんかん指導フラグ
931	難病外来指導フラグ
932	皮膚科特定疾患フラグ
933	在宅指導フラグ
934	歯科補綴ChBフラグ
935	歯科補綴GoAフラグ
936	歯科補綴PTGフラグ
937	寝たきり老人訪問フラグ
938	退院時指導フラグ
939	薬剤管理指導フラグ
940	特定疾患査定フラグ
941	老人慢性査定フラグ
942	訪問リハ医科フラグ
943	訪問薬剤医科フラグ
944	訪問栄養医科フラグ
945	老人訪問口腔フラグ
946	訪問歯科衛生フラグ
947	訪問薬剤歯科フラグ
948	訪問薬剤調剤フラグ
949	基本療養費訪看フラグ
950	管理療養費訪看フラグ
951	寝たきり老人在総診フラグ
952	疾病コード1
953	疾病コード2
954	転記有無フラグ
955	算定国保保険者負担額
956	算定国保患者負担額
957	算定国保高額償還額
958	算定国保高額現物給付額
959	算定公費1-3保険者負担額
960	算定公費1-3公費負担額
961	算定公費1-3患者負担額
962	算定公費1-3高額現物給付額
963	算定公費1-3指定公費負担額
964	算定国保食事保険者負担額
965	算定国保食事患者負担額
966	算定国保指定公費負担額
967	算定公費1-3食事保険者負担額
968	算定公費1-3食事公費負担額
969	算定公費1-3食事患者負担額
970	総医療費
971	保険者負担額
972	患者負担相当額
973	公費負担額
974	公費患者負担額
975	実患者負担額
976	高額現物給付額
977	指定公費負担額
978	高額計算対象フラグ
979	過誤調整フラグ
980	プラマイ表示
981	過誤保留フラグ
982	資格エラーフラグ
983	旧保険証番号
984	旧個人番号
985	再審査年月日
986	再審査理由コード
987	再審査フラグ
988	再審査回答日

989	再審査結果区分
990	再審査減点数
991	月中特例該当コード*
992	取込区分
993	点検年月
994	連合会独自区分
995	申請区分
996	過誤種類
997	訂正保険証番号
998	訂正個人番号
999	訂正氏名漢字
1000	訂正生年月日
1001	訂正性別
1002	訂正本扶区分
1003	訂正診療科目
1004	訂正本人家族区分
1005	訂正入外区分
1006	訂正月中特例該当コード*
1007	訂正総医療費
1008	訂正国保一部負担額
1009	訂正診療年月
1010	過誤修正区分
1011	過誤事由コード*
1012	訂正有無フラグ*
1013	レセプト反映フラグ*
1014	備考1
1015	備考2
1016	摘要1
1017	摘要2
1018	過誤再審査区分
1019	過誤再審査コード*
1020	過誤再審査事由
1021	喪失異動年月日
1022	喪失届出年月日
1023	徴収区分
支給決定通知情報	
1024	自己負担額証明書整理番号
1025	宛先郵便番号
1026	宛先住所
1027	宛先氏名漢字
1028	被保険者氏名
1029	被保険者証記号
1030	計算開始年月日
1031	計算終了年月日
1032	申請年月日
1033	決定年月日
1034	自己負担総額
1035	支給区分コード*
1036	支給額
1037	給付種類
1038	不支給理由
1039	備考
1040	支払方法区分コード*
1041	支払場所名漢字
1042	支払開始年月日
1043	支払終了年月日
1044	支払開始曜日
1045	支払終了曜日
1046	支払開始時間

1047	支払終了時間
1048	本店名漢字
1049	支店名漢字
1050	預金種別区分コード短名称
1051	口座番号
1052	口座名義人ｶﾅ
1053	通知書発行者名漢字
1054	通知書発行者郵便番号
1055	通知書発行者住所漢字
1056	問合せ先郵便番号
1057	問合せ先住所
1058	問合せ先名称1
1059	問合せ先名称2
1060	問合せ先電話番号
1061	不服の申し立て先名称
1062	発行済ﾌﾗｸﾞ
1063	充当額
1064	増減調整額
1065	支払額
1066	支払管理番号
1067	給付実績作成区分コード
1068	送信可能ﾌﾗｸﾞ
1069	支払科目区分
1070	支払科目区分名称
1071	支払貸付区分
1072	支払貸付区分名称
1073	支払方法区分
1074	支払方法区分名称
1075	振込先区分
1076	振込先区分名称
1077	支払承認区分
1078	支払有無ﾌﾗｸﾞ
1079	支払確定額支払計
1080	支払額支払計
1081	充当額支払計
1082	増減調整額支払計
1083	承認年月日
1084	支払年月日
1085	申請者個人番号
1086	申請者氏名
1087	申請者郵便番号
1088	申請者住所
1089	申請者地番
1090	申請者方書
1091	銀行コード
1092	銀行支店コード
1093	預金種別区分

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。 ・個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。 ・特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している <p>システム連携で入手するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人を特定する番号により正確に対象者の情報と紐づけ、対象者以外の情報を入手できないようシステム上で担保している。 ・庁内連携システムを通じて入手する場合は、あらかじめ提供先の担当部署から提供を受ける項目について許可を受け、許可された項目以外を連携しないようにシステムで制御している。 <p>全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへの入力や取込後は、確認用帳票を出力し、複数人で確認を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面以外の方法(口頭・電話・メール等)では届出を受領しない。 ・システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワードによる認証を実施している。また、認証後においてもそのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 <p>入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認している。 ・届出書等と照会・照合情報との相違がある場合は、届出者等に聞き取りを行い、届出内容を補正し正確性を確保している。 ・システムへの入力、削除および訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除および訂正を行った者以外の者が、必ず入力、削除および訂正した内容を確認している。また、入力、削除および訂正した者と確認した者の双方の記録を残している。 ・個人を特定する番号により対象者の情報を正確に対応付けることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対応付けされていることを職員が確認している。 <p>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、記載中の届出内容を他人から覗かれないよう目隠しのパーティションを設け、手続き中の特定個人情報が漏えいしないための措置を実施している。 ・届出においては、本人又は本人の代理人から直接書面を受領することを原則とし、郵送の場合は担当部署が印刷された返信用封筒を利用する等、確実に担当部署に送付されるよう案内を行っている。 ・届出書等の紛失等を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れて管理し、処理後は専用のバインダーに個人を特定する番号ごとに綴って保管している。 ・他部署とのシステム連携においては、庁内連携システムを介して行い、情報の搾取、奪取の防止、および正確性担保のため庁内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。 ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・個人情報の記載のある文書は、必ず鍵付きの書庫に保管している。 	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>従業者が事務外で使用するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。 ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて確認している。 ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。 <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・サーバー室の立ち入りやサーバへのログイン権限を限られた職員にしか設定していない。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。 ・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から覗き見できないよう措置を講じている。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている。 		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の禁止又は制限 ・個人情報等の漏えい防止及び事故防止の措置 ・個人情報を漏えいする行為による罰則の適用 ・データの他目的利用及び第三者への提供の禁止 ・データの複写、複製の禁止 ・データの管理義務 ・作業場所、作業場所における責任体制、作業範囲の明確化 ・事故発生時における報告義務 ・立入検査 ・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去 ・個人情報の秘密保持義務 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、委託先と協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして承認した場合のみ例外的に認めることとしている。</p>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者の従業者であることを名札等により明示させている。 ・窓口関連業務の委託事業者がシステムの操作を伴わない業務を行うときは、届出書等に作業者名を記載している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><取りまとめ機関における措置> 「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」における「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」については支払基金が特定個人情報保護評価を実施している。</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	法令に規定された項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。
その他の措置の内容	・「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。 ・実施機関内の他部署システムとの連携においては、国民健康保険システムと庁内連携システム、庁内連携システムと他部署システムの間で宛名番号により個人を特定し、正確に情報連携することをシステムで担保している。また、庁内連携システムと接続するシステムは許可されたシステムのみが接続でき、許可されていないシステムは接続できないよう、システム上担保されるため、誤った他システムに提供・移転することが無い。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。</p>

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置> 中間サーバーに保存される医療保険給付関係情報の副本は、国民健康保険システムから中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは情報の作成・修正・削除等がなされないようにシステムで制御しており、不正な提供を 抑止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムから入手した照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>○入手した特定個人情報が不正確であるリスク <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>○入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>		

○不適切な方法で提供されるリスク

＜業務システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置＞

中間サーバーに保存される副本情報は、業務システムから中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは作成されないようにシステムで制御している。また、情報連携は、専用回線を用い、情報の暗号化を実施することで、不適切な方法による提供を抑止している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
 - ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したLGWANを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

○誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

＜業務システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置＞

- ・中間サーバーに保存される副本情報については、業務システムから中間サーバーへ情報連携されるが、情報内容の修正等を行わないことで、中間サーバーの副本内容が業務システムの情報と同一の情報であることを担保している。
- ・中間サーバーへ情報連携する際は、個人番号、団体内統合宛名番号、宛名番号等の個人を特定する番号によりシステムで自動的に突合されることで、誤った相手への提供を防止し、予め設定された中間サーバーへの情報項目の対応付けに従って情報を受渡することで、誤った情報の提供を防止している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
 - ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
 - ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
- (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容	【物理的対策】 ・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。 ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ・サーバー室への入室は生体認証を実施している。 ・サーバーは専用のサーバラックに設置し、耐震補強を行うとともに、施錠管理している。	

<p>その他の措置の内容</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p>【技術的対策】 ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・実施機関内の他システムとの連携においては、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p> </p>	
<p>8. 監査</p>	
<p>実施の有無</p>	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査</p>
<p>9. 従業員に対する教育・啓発</p>	
<p>従業員に対する教育・啓発</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。 ・年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。 ・委託業者については、「個人情報保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。特に窓口関連業務委託事業者に対しては、従業員へのセキュリティ研修の実施、従業員全員の守秘義務遵守の誓約書提出、携帯電話等の情報漏えいにつながる可能性がある機器の持ち込みは原則禁止、情報セキュリティに関する内部監査を行うことなど情報セキュリティの徹底を求める内容の契約を締結している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
<p>10. その他のリスク対策</p>	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康医療部 保険給付課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2771 保険相談課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2300 コロナ健康支援課 〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1(保健所2階) 電話番号 06-6858-2291
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応についての記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I-1-② 事務の内容	右の記述を追記	【保健事業】 ①特定健康診査及び特定保健指導の実施(受診券等の発券) ②健診結果・指導記録・相談記録・精度管理情報の管理 ③成人保健事業一部負担金不要証明書の発行管理	事後	重要な項目の変更であるが、法改正によるものであるため事後変更を行う
平成28年6月15日	I-2(システム11) ①～③		システム11を新規追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月15日	I-4 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。) 第3条	事後	重要な項目の変更であるが、すでに移転先2において予定されていたため、重要な変更に当たらない
平成28年6月15日	I-6-① 部署	健康福祉部 保険給付課 保険資格課 保険収納課	健康福祉部 保険給付課 保険資格課 保険収納課 健康増進課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月15日	I-7-② 所属長	保険給付課 : 鍋島 智 保険資格課 : 堀山 雅秀 保険収納課 : 竹本 浩	保険給付課 : 鍋島 智 保険資格課 : 堀山 雅秀 保険収納課 : 河野 秀志 健康増進課 : 細貝徳子	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月15日	II-2-③ その必要性	国民健康保険に関する記録を正確かつ統一に行い、事務処理を適切に行うため、全ての対象者の情報を保有し、更新・管理・提供するため。	国民健康保険・保健事業に関する記録を正確かつ統一に行い、事務処理を適切に行うため、全ての対象者の情報を保有し、更新・管理・提供するため。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月15日	II-2-④ 主な記録項目	[]健康・医療関係情報	[○]健康・医療関係情報	事後	重要な項目の変更であるが、法改正によるものであるため事後変更を行う
平成28年6月15日	II-2-④ その妥当性	右の記述を追記	【保健事業関係情報】 ①健診結果・指導記録等のデータを経年的に管理するため ②健康の保持・増進のもと今後の保健事業に役立てるため	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅱ-2-⑥ 事務担当部署	健康福祉部 保険給付課 保険資格課 保険収納課	健康福祉部 保険給付課 保険資格課 保険収納課 健康増進課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月15日	Ⅱ-3-① 入手元	[○]その他(各医療保険者、金融機関等、国民健康保険団体連合会)	[○]その他(各医療保険者、金融機関等、国民健康保険団体連合会、各医療機関)	事後	重要な項目の変更であるが、法改正によるものであるため事後変更を行う
平成28年6月15日	Ⅱ-3-③ 使用目的	国民健康保険の資格賦課・保険料の徴収・保険給付に関する事務の適切な実施のため。	国民健康保険の資格賦課・保険料の徴収・保険給付及び保健事業に関する事務の適切な実施のため。	事後	重要な項目の変更であるが、法改正によるものであるため事後変更を行う
平成28年6月15日	Ⅱ-3-⑤ 使用方法	右の記述を追記	【保健事業】 ①被保険者の健診結果・指導記録・精度管理情報の収集と管理	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月15日	Ⅱ-4 委託の有無	2件	4件	事後	重要な項目の変更であるが、法改正によるものであるため事後変更を行う
平成28年6月15日	Ⅱ-4(委託事項3) ①～⑥		委託事項3を新規追加	事後	重要な項目の変更であるが、法改正によるものであるため事後変更を行う
平成28年6月15日	Ⅱ-4(委託事項4) ①～⑥		委託事項4を新規追加	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
平成28年6月15日	Ⅱ-5 提供・移転の有無	[○]移転を行っている(11)件	[○]移転を行っている(18)件	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月15日	Ⅱ-5(移転先2)-① 法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第1)に基づく利用のため番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用条例第3条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月15日	Ⅱ-5(移転先3) ①～⑦		移転先3を新規追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月15日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目	右の記述を追記	<保健情報> ・特定健康診査:健診機関、受診日、問診、身体計測、血液所見、判定結果(メタボ判定)、精検結果 ・特定保健指導:支援レベル、行動変容ステージ、実施ポイント、初回・中間・6か月評価	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成28年6月15日	V-1-① 実施日	平成27年6月12日	平成28年6月1日	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I-5-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第7号（別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1・2・3・4・5・8・19・20・25・33・43・44・46・49・53条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第7号 別表第2の第42・43・44・45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25・26条 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第7号（別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項） 番号法 第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・19条・20条・25条・33条・第41条の2・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第7号 別表第2の第42・43・44・45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条 	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月30日	I-6-② 所属長	健康増進課:細貝 徳子	健康増進課:武市 彰史	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月30日	II-4 委託の有無	4件	5件	事前	重要な変更
平成29年6月30日	II-4(委託事項5) ①～⑥		委託事項5を新規追加	事前	重要な変更
平成29年6月30日	II-5 提供・移転の有無	提供を行っている(26)件 移転を行っている(18)件	提供を行っている(30)件 移転を行っている(18)件	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月30日	II-5(提供先3) ①～⑦		提供先3を新規追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年6月30日	III-4 その他の措置の内容	右の記述を追加	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業者の従業者であることを名札等により明示させている。 窓口関連業務の委託事業者がシステムの操作を伴わない業務を行うときは、届出書等に作業者名を記載している。 	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転に関するルール -ルールの内容及びルール遵守の確認方法	豊中市電子計算組織の管理及び運営に関する規則及び、個人情報保護条例の規定に基づき、庁内連携システムを通じて提供・移転する場合は、あらかじめ提供・移転先の担当部署から入手したい項目について申請を受け、管理者が項目ごとに必要性を判断した上で許可を行い、許可した項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。	法令に規定された項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
平成29年6月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	「特定個人情報保護委員会」としている箇所を右の名称に変更	個人情報保護委員会	事後	重要な項目の変更であるが、組織名称の変更によるものであるため事後変更を行う
平成29年6月30日	Ⅲ-9 従業者に対する教育・啓発 -具体的な方法	委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」の規程の遵守及び罰則適用を明記した契約を締結している。	委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」の規程の遵守及び罰則適用を明記した契約を締結している。特に窓口関連業務委託事業者に対しては、従業者へのセキュリティ研修の実施、従業者全員の守秘義務遵守の誓約書提出、携帯電話等の情報漏えいにつながる可能性がある機器の持ち込みは原則禁止、情報セキュリティに関する内部監査を行うことなど情報セキュリティの徹底を求める内容の契約を締結している。	事前	重要な変更
平成29年6月30日	Ⅳ-1-① 請求先	電話番号 06-6858-2653	電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月30日	V-1-① 実施日	平成28年6月1日	平成29年6月29日	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年4月1日	I-6-② 所属長	保険給付課:鍋島 智 保険資格課:堀山 雅秀 保険収納課:河野 秀志 健康増進課:武市 彰史	保険給付課:鍋島 智 保険資格課:河野 秀志 保険収納課:山本 貢司 健康増進課:武市 彰史	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2	システム2(共通宛名システム) システム3(国保住登外宛名システム) システム5(保険ファイリングシステム)	左のシステムを削除し、以降のシステムを繰り上げ	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2(システム1) ③他のシステムとの接続	保険ファイリングシステム、保険料滞納整理システム	保険料滞納整理システム、中間サーバー	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2(システム2) ①システムの名称	国保総合システム	国保総合(国保集約)システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I-2(システム2) ②システムの機能	1. レセプト情報の照会および点検を行う。 2. 大阪府国民健康保険団体連合会より提供される情報の受取を行う。	1. レセプト情報の照会および点検を行う。 2. 大阪府国民健康保険団体連合会より提供される情報の受取及び提供を行う。 3. 大阪府下における資格継続の管理を行う。 4. 大阪府下における高額該当継続の管理を行う。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	I-5-② 法令上の根拠	情報提供の根拠に右の条項を追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	I-6-② 所属長	保険給付課:鍋島 智 保険資格課:堀山 雅秀 保険収納課:河野 秀志 健康増進課:武市 彰史	保険給付課:鍋島 智 保険資格課:河野 秀志 保険収納課:山本 貢司 健康増進課:武市 彰史	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-3-④ 使用部署	高齢者支援課・高齢施策課	左の部署を削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4(委託事項1) ①委託内容	システムの障害監視作業	左の内容を削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4(委託事項1) ③委託先名	(株)NTTデータ関西	(株)日立製作所	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4(委託事項2) ①委託内容	庁内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業	庁内連携システム及び関連システムシステムの障害監視作業	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4(委託事項4) ①委託内容	レセプトの審査支払、出産育児一時金の支払、第三者行為関連業務、海外療養費点検業務、国保総合システムの運用管理、各データ抽出業務	レセプトの審査支払、出産育児一時金の支払、第三者行為関連業務、海外療養費点検業務、国保総合システムの運用管理、各データ抽出業務、大阪府下資格継続管理業務、大阪府下高額該当継続管理業務	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4(委託事項4) ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な変更
平成30年6月28日	II-4(委託事項4) ⑤再委託の許諾方法	右の内容を追記	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-4(委託事項4) ⑤再委託事項	右の内容を追記	上記委託内容と同じ	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	高額申請貸付額	左の項目を削除	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	Ⅲ-3(リスク2) 具体的な管理方法	・共通宛名システム ・国保住登外宛名システム	左のシステムの記載を削除	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない
平成30年6月28日	Ⅲ-3(リスク2) 具体的な管理方法	国保総合システム	国保総合(国保集約)システム	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない
平成30年6月28日	Ⅲ-3(リスク2) その他の措置の内容	・共通宛名システム ・国保住登外宛名システム	左のシステムの記載を削除	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない
平成30年6月28日	Ⅲ-3(リスク2) その他の措置の内容	・国保総合システム	・国保総合(国保集約)システム	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない
平成30年6月28日	Ⅲ-9 従業者に対する教育・啓発 -具体的な方法	委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」の規程の遵守及び罰則適用を明記した契約を締結している。	委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業者(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、表現の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
平成30年6月28日	Ⅳ-2-① 連絡先	保険給付課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2295 保険資格課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2301	保険給付課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2771 保険資格課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2300	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	Ⅴ-1-① 実施日	平成29年6月29日	平成30年6月28日	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成31年4月25日	Ⅲ-6(リスク1) リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅳ-1-① 請求先	市政情報コーナー(総務部 情報政策課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅰ-6-① 部署	健康増進課	健康政策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-6-② 所属長の役職名	保険給付課:鍋島 智 保険資格課:河野 秀志 保険収納課:山本 貢司 健康増進課:武市 彰史	保険給付課長・保険資格課長・保険収納課長・健康政策課長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	II-2-⑥ 事務担当部署	健康増進課	健康政策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	II-3-④ 使用部署	健康増進課	健康政策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	II-4(委託事項1) ③委託先名	(株)日立製作所	(株)日立システムズ	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	III-6(リスク2) リスクに対する措置の内容	中間サーバーに保存される医療保険給付関係情報の副本は、国民健康保険システムから庁内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは情報の作成・修正・削除等がなされないようにシステムで制御しており、不正な提供を抑制している。	中間サーバーに保存される医療保険給付関係情報の副本は、国民健康保険システムから中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは情報の作成・修正・削除等がなされないようにシステムで制御しており、不正な提供を抑制している。	事後	重要な変更
令和1年6月28日	III-6(リスク2) その他措置の内容	中間サーバーに保存される副本情報は、業務システムから庁内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは作成されないようにシステムで制御している。また、情報連携は、専用回線を用い、情報の暗号化を実施することで、不適切な方法による提供を抑制している。	中間サーバーに保存される副本情報は、業務システムから中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは作成されないようにシステムで制御している。また、情報連携は、専用回線を用い、情報の暗号化を実施することで、不適切な方法による提供を抑制している。	事後	重要な変更
令和1年6月28日	IV-2-① 連絡先	健康福祉部	健康医療部	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	IV-2-① 連絡先	健康増進課 〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15(すこやかプラザ1階)	健康政策課 〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1(保健所1階)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号（別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項） ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・25条・33条・第41条の2・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3	【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号（別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・119の項） ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・第41条の2・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1		別表2の項番33,39,58の主務省令を追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙1	別表2の項番119	別表2の項番120	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別紙2	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	別添1、別紙4～8		保健情報以外を別紙参照に変更。 別紙4～8を追加。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	II-4 委託の有無	5件	6件	事後	重要な変更
令和1年6月28日	II-4(委託事項6)		委託事項6を新規追加	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	I-1-② 事務の内容		「オンライン資格確認」に関する事務の記述を追加	事前	
令和2年6月30日	I-2(システム2) ②システムの機能	右の記載を追記	5. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を行う。	事前	
令和2年6月30日	I-2(システム3) ③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等	[]宛名システム等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	I-2(システム9)		「医療保険者等向け中間サーバー等」をシステム9に追加	事前	
令和2年6月30日	I-4 法令上の根拠	右の条項を追加	国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I-5-② 法令上の根拠	右の内容を追加	【オンライン資格確認の準備業務の根拠】 ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年6月30日	II-4(委託事項2) ④再委託の有無	再委託しない	再委託する ⑤再委託の許諾方法 委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。 ⑥再委託事項 上記委託内容と同じ	事後	重要な項目の変更であるが、委託内容の変更ではなく誤記修正であるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	II-4(委託事項4) ①委託内容	右の内容を追加	オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への登録	事前	
令和2年6月30日	II-4(委託事項5) ③委託先名	株式会社パソナ	株式会社アイ・シー・アール	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	II-4 (委託事項7)(委託事項8)		「医療保険者等向け中間サーバー等」の委託を追加	事前	
令和2年6月30日	別添1 ファイル記録項目		「オンライン資格確認情報」に関する項目を追加	事前	
令和2年6月30日	II-5(移転先2) ③移転する情報	番号法第9条第1項(別表第一)に定める情報(別紙2参照)	医療保険給付関係情報及び他の法令に規定する医療保険給付の支給に関する情報(別紙2参照)	事後	表現の見直しによる修正
令和2年6月30日	II-6 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	別紙1		<ul style="list-style-type: none"> 別表第2の項番9に「医療保険給付関係情報」を追加 別表第2の項番119を120に変更 別表第2の項番120に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」を追加 	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	別紙2		移転先番号2に「児童福祉法第十九の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」を追加挿入	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	別紙3	<p>(移転先番号3)事務内容 豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの</p> <p>(移転先番号4)事務内容 豊中市老人医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの</p>	<p>(移転先番号3)事務内容 豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年豊中市条例第51号)による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの</p> <p>(移転先番号4)事務内容 豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例(平成29年豊中市条例第41号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年豊中市条例第38号)による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの</p>	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	Ⅲ-3(リスク2) 具体的な管理方法	国保総合システムの内容に右の記載を追記	パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	
令和2年6月30日	Ⅲ-4 規定の内容		<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務>の内容を追記	事前	
令和2年6月30日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<取りまとめ機関における措置>を追記	事前	
令和2年6月30日	Ⅲ-6(リスク1) リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	Ⅲ-6(リスク2) リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	<p>【物理的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 右の内容を追記</p>	<p>【物理的対策】 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	Ⅲ-9 具体的な内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	Ⅲ-10		<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	V-1-① 実施日	平成29年6月29日	令和2年6月30日	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
		以降、【別紙】変更箇所(続き)			

【別紙】変更箇所(続き)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和3年6月30日	I-2-システム3 ③他のシステムとの接続	[] 既存住基システム [] 税務システム	[○] 既存住基システム [○] 税務システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年6月30日	I-5-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号（別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・119の項）	【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号（別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項）	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	Ⅲ-3(リスク2) 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム、共通宛名システム、国保住登外宛名システム IDカードとパスワードで認証。 ・保険料滞納整理システム IDとパスワードで認証。 ・中間サーバー 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 ・住基ネット、国保総合(国保集約)システム 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 ・庁内連携システム、団体内統合宛名システム 国民健康保険事務担当者は直接アクセスできないよう制御。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム、共通宛名システム、国保住登外宛名システム 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・保険料滞納整理システム IDとパスワードで認証。 ・中間サーバー、団体内統合宛名システム 端末にはIDカードまたは生体情報とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・住基ネット、国保総合(国保集約)システム 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 ・庁内連携システム 国民健康保険事務担当者は直接アクセスできないよう制御。 	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない
令和3年6月30日	Ⅲ-8 実施の有無	[<input type="radio"/>]外部監査	[<input type="checkbox"/>]外部監査	事前	
令和3年6月30日	Ⅳ-2-① 連絡先	健康政策課 〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1 (保健所1階)	健康政策課 〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1 (保健所2階)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I-5-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号（別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項） ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・第41条の2・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号 別表第2の第42・43・44・45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条 <p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号（別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項） ・番号法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・第41条の2・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 別表第2の第42・43・44・45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条 <p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第3項 	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年12月24日	II-5-① 法令上の根拠	<p>提供先1 番号法第19条第7号（別表第二）の各項</p> <p>提供先2 番号法第19条第7号（別表第二の46の項）</p> <p>提供先3 番号法第19条第8号</p>	<p>提供先1 番号法第19条第8号（別表第二）の各項</p> <p>提供先2 番号法第19条第8号（別表第二の46の項）</p> <p>提供先3 番号法第19条第9号</p>	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	I-1-② 事務の内容	<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）></p>	<p><オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認に係る業務」という。）></p>	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I-2(システム2) ②システムの機能	5. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を行う。	5. オンライン資格確認のために医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を行う。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	I-2(システム10) ①システムの名称	—	電子申込システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	I-2(システム10) ②システムの機能	—	個人番号カードの署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	I-5-② 法令上の根拠	【オンライン資格確認の準備業務の根拠】 ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）	【オンライン資格確認に係る業務の根拠】 ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等）	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-3 ②入手方法	[]その他	[○]その他(電子申込システム)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-4 委託の有無	6件	9件	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和4年6月30日	II-4(委託事項7) ①委託内容	オンライン資格確認のための準備に向けた下記業務	オンライン資格確認のための下記業務	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-4(委託事項8) ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として	オンライン資格確認のために	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-4(委託事項9)	—	電子申込システムの保守	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-4(委託事項9) ①委託内容	—	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-4(委託事項9) ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-4(委託事項9) ③委託先名	—	株式会社NTTデータ関西	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項9)-再委託 ④再委託の有無	—	再委託しない	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和4年6月30日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。 <p>個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。</p>	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。 <p>個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。 	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅲ-3(リスク2) 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム、共通宛名システム、国保住登外宛名システム 端末にはIDカードとパスワードで認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・保険料滞納整理システム IDとパスワードで認証。 ・中間サーバー、団体内統合宛名システム 端末にはIDカードまたは生体情報とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・住基ネット、国保総合(国保集約)システム 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 ・庁内連携システム 国民健康保険事務担当者は直接アクセスできないよう制御。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム、共通宛名システム、国保住登外宛名システム 端末には生体情報とパスワードで認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンによる認証。 システムのパスワードは情報システム管理者が管理。 ・保険料滞納整理システム IDとパスワードで認証。 ・中間サーバー、団体内統合宛名システム 端末には生体情報とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・住基ネット、国保総合(国保集約)システム 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはIDとパスワードで認証。 パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 ・庁内連携システム 国民健康保険事務担当者は直接アクセスできないよう制御。 ・電子申込システム 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証。 システムのパスワードはシステム管理者が管理。 	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和4年6月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	<p>○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	○入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	○入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	I-2(システム10) ②システムの機能	個人番号カードの署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	個人番号カード用または移動端末設備用の署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-6-① 部署	健康医療部 保険資格課	健康医療部 保険相談課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-6-② 所属長の役職名	保険資格課長	保険相談課長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-2-⑥ 事務担当部署	健康医療部 保険資格課	健康医療部 保険相談課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-3-④ 使用部署	健康医療部 保険資格課	健康医療部 保険資格課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	別紙2 部署名	1,2 母子保健課	1,2 およこ保健課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	別紙2 部署名	3 こども相談課	3 こども政策課 4 およこ保健課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	別紙2 部署名	4 保健予防課	5 健康危機対策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅲ-4 規定の内容	豊中市個人情報保護条例、豊中市個人情報保護条例施行規則及び、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	Ⅲ-9 具体的な内容	委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員（再委託先含む）への教育の実施を明記した契約を締結している。特に窓口関連業務委託事業者に対しては、従業者へのセキュリティ研修の実施、従業者全員の守秘義務遵守の誓約書提出、携帯電話等の情報漏えいにつながる可能性がある機器の持ち込みは原則禁止、情報セキュリティに関する内部監査を行うことなど情報セキュリティの徹底を求める内容の契約を締結している。	委託業者については、「個人情報保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員（再委託先含む）への教育の実施を明記した契約を締結している。特に窓口関連業務委託事業者に対しては、従業者へのセキュリティ研修の実施、従業者全員の守秘義務遵守の誓約書提出、携帯電話等の情報漏えいにつながる可能性がある機器の持ち込みは原則禁止、情報セキュリティに関する内部監査を行うことなど情報セキュリティの徹底を求める内容の契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅳ-1-② 請求方法	豊中市個人情報保護条例に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅳ-2-① 連絡先	健康医療部 保険給付課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2771 保険資格課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2300 保険収納課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2306 健康政策課 〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1(保健所2	健康医療部 保険給付課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2771 保険相談課 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話番号 06-6858-2300 コロナ健康支援課 〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1(保健所2階) 電話番号 06-6858-2291	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更